

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録(第11号)

招集年月日 平成21年10月5日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時54分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑～表決)

日程第 2 議案第 131号 平成20年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

昨日は、素晴らしい秋空のもとに第2回の駅伝競走大会が開催をされまして、第2回ということの中で、すべての小学校区からチームが参加される、また市場校区におきましては2チームが参加されるという、大変盛り上がりを見せていただきました。また天気の良いことで、沿道には本当に多くの区民の皆さんが声援をされたということで、一体感の醸成が一層はぐくまれたのではないかなというふうに思っております。

体協の井田会長さんを初め役員の皆さん、そして職員の皆さん、そして、いろいろとご協力をされました団体の皆さんに、そして議員の皆さんも各校区でご競技されたことに対しまして、心から敬意を表したいと思います。大変ご苦労さんでした。

それから、9月定例会、いよいよ大詰めを迎えてまいりました。13日の会期となっておりますけれども、9日には何とか議了できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

議事に入るまでに、吉田企画財政課長から発言の申し出がありますので、これを受けます。

吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) おはようございます。

まことに申しわけございませんが、決算の数値に移動が出てまいりましたので、ご訂正がお願いできないだろうかということでございます。

経常収支比率でございます。京都府から連絡がございまして、現在、経常収支比率95.1ということで、参考資料に載せさせていただいておりますが、94.8ということでございます。理由といたしましては、補助費等の中で一部事務組合の負担金が1,324万4,000円臨時に回るということ、それから公債費、借金返しでございますが、公的資金の借りかえの中で追加して行いました繰上償還171万6,000円、この数字が経常的経費から臨時的経費にかわるということでございます。95.1と申しておりましたが、94.8ということでご訂正をお願いしたいと思います。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長(森本敏軌) 日程第1 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑に入りますまでに、佐賀課長から、せんだっての谷口議員の質疑に対する答弁の申し出がありますので、これを受けます。

佐賀福祉課長。

佐賀福祉課長(佐賀義之) おはようございます。

前回の10月2日の谷口議員さんのご質問の中で、社協が開催していますヘルパー研修についての人数をとということがございました。そのとき、人数的には36名、昨年も36名、ことしも

36名ということをお願いしておりましたが、そのうちの人数を上げたいというように思います。

昨年、お世話になった人数につきましては、与謝野町が18名、伊根町が6名、宮津市が12名という内訳になっております。

そして、10月1日から今年度の事業をやっておりますが、21年度につきましては、与謝野町から20名、伊根町から2名、宮津市から14名の36名ということになっております。

なお、昨年36名の方が、この研修を終えていただいたわけなんですけど、このうち18名の方がいろいろな福祉施設の中で従事をいただいております。そういったことで、今回の研修をされましても、この研修をしっかりといただきまして、今後の福祉サービスに頑張ってくださいと期待をいたしまして、報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行します。

質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、早速でありますけれども、決算についての2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどから、議長からありましたように、ちょっと駅伝でいろいろと皆さんに多くの方にお世話になって、私の頭の中も、まだ駅伝が抜けておりませんので、ちょっと何から質問しようかなと迷っておりますけれども、順次質問していきたいと思っております。

この間、一般質問の中で総合庁舎、分庁舎の件を質問させていただきました。過日、赤松議員からも5,000万円ほどは差が出るん違うかというのは、総合庁舎と分庁舎とで、私に対する答弁では、1,300万円ほどの差だということで答弁がありましたけれども、赤松議員の方からは計算をすると5,000万円ぐらいは総合庁舎にすることによって、経費の節減が図れるんやないかなというようなこともあったというふうに思います。

私自身も、あのときに、その1,300万円というのは、どういう内容が1,300万円で、その他もろもろの例えば移動するとか、そういうものはどうだといいましたら、それは含まれていないということでした。実質的に、そういうのも含めたときに幾らぐらいの、20年度決算から見ても、どれぐらいの差があるというふうに見ておられるのか、それから、町民から見た3庁舎方式と総合庁舎方式のメリット、デメリット。

それから、庁舎から見たときの、庁舎側から、行政の方から見たときのメリット、デメリット、この辺についての答弁も明確にいただいておりますので、この際、改めて質問させていただきます。

町長でも、町長からいただければ一番ありがたいですが、企画財政課長の方からでもお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、いわゆる総合庁舎にして幾らの節減が図れるかということにつきましては、各科目にわたって詳細に、まだ検討したわけではないということでございます。

一応、決算書でも、見ていただくとわかりますように、与謝野町の野田川庁舎の管理事業だと

か、加悦庁舎の管理事業だとか、そういう経費がございます。そういう中から、現在、職員一人当たりでどれくらい要るんだらうというところから割り出しておりますので、これが正確な数字かというところ、そうではないだらうと思っております。確かに、ご指摘のように、各科目に渡って詳細に検討していく中で、もう少し出てくる可能性はあるだらうと思っております。ただ、それぞれの公用車に使用します燃料費ですとか、そういったものはすべて一括して、この管理費の中に計上しているわけではないと、いわゆる建設課で使う車なら土木費に組んであると。農林課で使う車であれば、農林水産業費に組んであるというところがございます。そこまではまだ、詳細に検討はしていないということがございます。ただ、総合庁舎になりましても、燃料費等につきましては、同じように、この3町といいますか、旧3町を仕事として駆け回らなきゃならないということは、これは変わりませんので、そんなにも浮いてこないんじゃないかなという気はしております。ただ、そこまで詳細に検討していないということでご勘弁いただきたいというふうに思います。

9 番 (井田義之) メリット、デメリットについては、

企画財政課長 (吉田伸吾) やはりメリットといいますと、このワーキングの中では議論いたしましたけれども、まず一つの庁舎になることによって、幾らになるかはわかりませんが、いわゆる経常的な経費が縮減されるということがあるということ。

それから、やはり一つの庁舎ということになりますと、そこに全員がそろうわけですから、いわゆる指揮命令系統、これも分かれておるよりも一本の線でつながってくるんじゃないかということもございます。デメリットといたしましては、やはり今、地域振興課が担当しております、その役割をどのようにカバーしていくのか、そういった点もあろうかというふうに思っております。そのようなことをワーキングで話し合っております。以上でございます。

9 番 (井田義之) 地域から見たとき、住民から見たというのは、

企画財政課長 (吉田伸吾) 住民から見た場合にも、やはり中には庁舎が遠くなるということもございしますので、今まで加悦庁舎に来ておればできた、岩滝庁舎に来ておればできた、野田川庁舎に来ておけばよかったということ自体、それが非常に遠くなったりすると。じゃあ交通の便がいいのかといいますと、例えば車なんかに乗れない人もあるわけですから、それらの方たちの、いわゆる町役場に対する用事に対して、どう対応していくかというところがあるかというふうに思っております。以上です。

議長 (森本敏軌) 井田議員。

9 番 (井田義之) 今、細かい数字のことまでは検討できてないということのようでしたけれども、総合計画の中でも、行財政改革の大綱の中でも総合庁舎方式ということになっておりますし、過日も町長の方から3庁舎を2庁舎にして、1庁舎にという段階的やなしに、もう総合庁舎に持っていきべきだというような、ただ、期間的には長いスパンのことの答弁をいただいておりますけれども、そこでですね、今、企画財政課長が言われたように、いろいろな問題点が実際の行政運営上、また財政的にあるわけですね。私はいわゆる町民の方々が、窓口は近いままがいいというのは当然だらうと思うので、いわゆる総合庁舎に対する指示方式、これをやっぱり進めるべきではないかなと。総合庁舎にしておいて、あと窓口については従来の2支所ですね、1庁舎2支所という格好にすれば町民の方々の不便さも解消できるというようなことを第一ステップとして進

めるべきではないかなというふうに思うんですが、そういうことについての、いろいろな協議をされる中で、そういう方法というのは協議をされなかったのかどうか、これは町長にお尋ねしたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前段というか、前回のご質問でもお答えいたしましたように、まだ、ワーキンググループの中での検討であって、それを出してくれました。それによって、どういう方向づけでいくかということ、今度、私の方からこういう方向でいきたいが、それについては、どういう問題点があるのか、またどういったメリット、デメリットがあるのか、それらについては一定の方向性を決めた上での話になるかと思っておりますので、ワーキンググループの中では、そういう話はあったかもわからないんですけども、今の段階ではそこまで至っておりません。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 赤松議員からもありましたように、この問題については、やはり早く町民の方に投げかけながら、町民の方の意見も十分に参考にされて結論されると、そうすると1日も早いこと、そのことを一応、町長の方針というのか思いを町民の方々に知らせていただいて、その中で長い時間をかける必要があるのではないかなと、ぼつと決めて、ぼつとこうしますというのでは、やはりまた、いろいろな問題が、問題提起されて、なお、おくれてくるということになろうと思っておりますので、この点をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、副町長に総合評価方式、最近、本当にすごい馬力で工事等も減り、野村議員の最低賃金の問題もありましたけれども、それ以前の大変な問題になりつつあります。これも20年度には11回、総合評価競争入札選考委員会というのを開催されておまして、結論が出てないということなんですけれども、これも早く、なかなかいい方法はないと思うんですけども、結論を出す、出さなければ何のために11回も会議をして、何ら先行きができてないというのは、11回参考資料に出ております、11回会議したというのが。この辺を経過を再度、細かくお願いをいたします。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今のお尋ねは入札指名の関係の総合評価のお話でしょうか。

9 番（井田義之） 全体も含めて、総合評価競争入札選考委員会というのはあるんですか。

副 町 長（堀口卓也） いや、総合評価方式の検討につきましては、いわゆる指名委員会で、この間、議論はしております。その問題に限っての指名委員会ということではなくて、ほかの協議事項とあわせて、例えば一般競争入札の案件に関しまして、そういった話が議題にのぼることもありますし、近隣の市町村が、いろいろな指名のあり方、あるいは入札のあり方について、改善の取り組みがなされております。そういった動きがありますと、そういったことについても指名委員会の中で議論はしますけれども、そのことについて特別、そのことについてだけ指名委員会で議論をしたということはありません。

それから、話が途中で少し変わるんですが、先ほど議員から11回の委員会というお話があったかと思うんですが、指名委員会そのものは、もっと数多くやっております。議員がお尋ねの委員会11回というのは、有線テレビの拡張事業の絡みで総合評価競争入札選考委員会、11回のことをおっしゃっているんだろうと思います。土木や水道や農林や、いわゆる指名委員会につ

きましては、もっと数多くやっております。その中で、総合評価方式についても何回か議論はいたしておりますけれども、やっぱりその公正に工事の内容についての評価をどこがどういった方式で、公明正大に業者から見ても、あるいは町民の方から見ても納得ができるような評価の仕方が非常に困難であろうというところが、これまで議論をしている中で、いつもぶち当たる問題、課題でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） なかなか一定のルールをつくるのは困難だろうとは思いますが、やはりもう早くルールの確定をしなければ、また確定ができたとしても、また途中問題があれば直していけばいいわけですから、ある程度の方向づけをどんだんだんだんと出していただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

次に、同じく副町長をお願いいたします。与謝野町の中に、この財産、普通財産、行政財産、それから基金の財産、いろいろとあるわけですね。これに対して、遊休資産の活用方法というのか、いろいろなことを協議するんだということで、副町長が委員長になられて協議をされてきた経過があるというふうに思うわけですが、これまで、その委員会の中で、これとこれについてはこうだと、これについてはこうだというような成果、決算に対する成果、それから、これは問題点で、なかなか難しいとか、そういうのがあればお聞かせ願っておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

議員ご指摘のように、与謝野町になりまして旧3町から引き継ぎをいたしました、現在、活用されていない遊休資産と申しますか、土地、建物、非常にたくさんございます。そういった問題がありますので、与謝野町町有財産活用委員会という委員会を立ち上げておまして、関係課と私で委員会を構成して、私が委員長という立場でございます。

この間、議場の中でも少しお話がありましたけれども、非常にたくさんある中には、長い長い旧町の歴史の中で、いろいろな経過があったり、それから長い経過が、もう一つ現在の職員ではわからないようなものの中にはございます。だけど、とりあえず有効に活用できるものについては積極的に活用していこうということで、この間、委員会の中でランク分けをしています。一番有効に活用していこうというもの、それから現状のままでいこうというものやら、先送りにしたものやら、それぞれランク分けをしまして、当面、これは売っていこう、あるいは場合によったら貸すことも含めて有効に活用していこうというものにつきましては、まず、その不動産がどういった価格を有しているのかを公正に評価をしていこうということで、不動産鑑定士にお世話なりまして、筆数でいきますと非常にたくさんなんですけれども、物件で申し上げますと九つの物件を、そのうち一つは土地と建物がありますけれども、それも1件と数えますと、9件の不動産鑑定を20年度にお世話になりました。その中で、また委員会で議論をいたしまして、その九つの中で、これとこれらについては売ることが可能であろうというようなものを、さらにセレクトしまして、その9件の中で4件につきましては売っていこうという方針を決めました。結果は、決算書に上がっていますように、1件だけ売却の話が成立をいたしまして、残りにつきましては不動産鑑定士でお世話になった評価が、少し実勢価格といえますか、少し高いんではないかということで、話が途中で頓挫してきますものもありますし、それから、現在、引き続いて売買に向け

て交渉中のものもございますが、いずれにいたしましても、9件のうち4件、その4件のうち1件が実際の売買に至ったという状況でございます。

21年度以降につきましても引き続き、その不動産鑑定をしました9件を中心に、もう一歩突っ込んで売買、あるいは賃貸という話を具体的に進められるように、今、頑張ったいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 我々も、この財産の一覧表を見せていただく中で、どれが実際に今、使われているのか、どれが、そういう副町長が言われたように売却をした方がいいのかというのが、なかなかわからないわけですね。例えば、土地建物につきましても、いわゆる、この間の与謝の海の市営住宅だとかいうような、取り壊しにして更地にしてというような、やっぱり京都府関係では、もうどんどんどんどん進めておるわけですね。だから、そういうのをやはり与謝野町の中でも、先ほどわからない部分もあってということでしたけれども、そんなことはもってのほかであって、やはり、やっぱり合併して、もう4年近くなろうとしておるんですから、これはどこにある財産だ、これはこの財産で、これはもう利用として、こういう方法があるとか、売却するとか、何とかいうような、ここの方向づけを早く出していきたいなというふうに思っております。その点についての副町長の考え方、委員会での協議の経過をお尋ねいたします。

それから、あと1点、ちょっとこれ本当なのか、うそなのかを踏まえてお尋ねするんですが、今ユースセンターのところに、ユースセンターを上がったところに南側に向けて道路が途中でとまっております。あれはまた、いろいろと三河内の林道として使われるのか何かという計画で、あそこまで進められたと思うんですけども、あの先の用地が買われておる部分があるという、うわさを耳にしたわけですけども、そのことについての真実をお願いいたします。びくんじろうの方に向かう道になるのかな、なかったらなかったで結構です。あればあるという……。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご指摘の道路、言われますとおり舗装をかけて途中でとまっております。当時、平成3年あたりにつきましては、延長を考えているということで計画もされていたようにございますが、その後、現在でとまっておりますのでも、現状どおりでございます。

ご指摘の土地の件なんですが、山にかかわります部分として、一応、私の方で確認しておりますのは谷も含め、それから山のりも含めて、一定くいが打ってあるというふうに認識をしております。その範囲が道路の行きあたりのかなり奥までいっているというような認識は持っておりませんので、もう一遍、確認はしたいと思っておりますけれども、今のところ、私の方から答弁できることは以上でございます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） ユースセンターの、登って左側の途中でとまっている道路ですけども、私の記憶では、当初、あそこまで買収する計画はなかったんです。ご承知のように公園の整備というものは、土の出し入れをゼロにするわけですね。要するに、もう土はほかさない、どこかに造成する、ところが、どうしても土が足らんようになったんです。ですから、その土を搬入してくるよりも用地、当時、山林ですから安いわけですね。それを買って、そこを工事して出し入れをゼロにするということで追加買収をしたという覚えがございます。その先につきましては、ま

たちよっと買ったような記憶もあるんですけども、また調査させていただきます。以上です。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど、議員から町有財産の有効な活用については、もっとスピードを早めて有効に活用を進めるようにというお話がございました。確かにおっしゃるとおりでございますので、委員会を立ち上げたときには与謝野町全域で100を超える町有財産がございました。その中には、遊休というんじゃなくて、現在、賃貸でお貸ししてありますものもありますので、それは遊休には入らないかと思えますけれども、その100を超える旧3町の町有財産を3日間にわたりまして委員会で、ずっとくまなく現場を見て回っております。

先ほど、もう一つの長い経過の中で、わかりにくいというようなことを申し上げましたけれども、もちろん現場は確認をしていますし、一定の公図等も持っておるんですけども、旧3町になります前の村の段階とかの話になりますと、現在の公図だけでは、わかりにくいような事情もあると、そういうものもありますので、そういった意味で、もう一つきちっと把握できてないというようなことを申し上げたんでございまして、いずれも現地は確認しておりますし、今の状況、それから公図上の状況は把握をいたしております。

いずれにいたしましても、こういった経済状況が厳しいときでありますので、なかなかすぐに売買に至るといふことにはならないかと思えますけれども、頑張って有効な活用を目指していきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） いわゆる土地、建物の利用計画というよりも、一定の調査をされるというのがあれで、調査をされたということなんで、そしてその後、活用計画をしっかりと練っていただくという、例えば土地を売ろうと思っても、先ほど副町長、言われたようにすぐ売れたり何じやりはできんと思うんですが、これとこれとは、もうどういうんか売却する、これはやっぱりこういうことで使おうじゃないかというような一定の整理をわざわざ活用委員会というを立ち上げられたらというか、やっていただきたいというふうに思います。

それから、これも総務委員会の方々から聞きましたら、土地開発基金の不動産の中で、タウンセンター用地というのがあるわけですね、336ページ。タウンセンター用地というのは、私は何かどういふあれかなと思っておりますら、一応、ここの庁舎の土地であるということに聞かせていただいております。これに間違いございませんか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

一応、現在、加悦庁舎の用地となっている土地でございます。土地開発基金といいますものの性格につきましては、公共用、公用の資産につきまして、あらかじめ取得するというのが本筋でございまして、何か一般会計で利用するということには、一般会計からお金を出して、基金にお金を返して、そして一般会計の財産とすると、それが原則でございますけれども、話を聞いておりますと、ちょうどそれをやろうと思っていたときに台風23号でしたか、いろいろな被害が出まして、そこまで手が回らなかったというふうに聞いております。ですから、不適切と言われれば不適切でございますので、やはりこれにつきましては、何らかの方法で改善策を講じる必要があるかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） そこで、一つは、私が質問するというか、お願いしたいのは開発基金というような問題については、今言うたように整理がある、この名前ですね、タウンセンター用地という言葉が妥当なのかどうか、やっぱりこの庁舎内の土地であれば加悦庁舎の用地であるということあたりが、明確にできないのかどうか、我々は、これ見てもさっぱりわからんわけですね、そういう名称がいっぱい、余分なものが出てくると、だから一定の整理をしていただいて、この部分についてはこういう用地ですという、それが普通財産の中にも行政財産の中にもいっぱいあるような気がするんです。そういう整理をするんだって、土地活用の中とかいうのか、企画財政課長でやってもらうのかわかりませんが、一定の整理をしてもらわないと、我々は、これがどこにある土地なんだということをわからんわけですね。その辺の整理をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 土地開発基金と申しますと、財政の方の管理ということになりますので、その部分につきまして適当な名前、わかるような名前に来年から決算書ですか、そういった旨の記載について検討させていただきたいというふうに思います。

- 9 番（井田義之） あとの財産の名称は。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 財産の330ページから決算書の普通財産が後ろまでありまして、合計66件ございます。合併いたしましたときに、それぞれ旧町で使っておりました名称で、そのままにしておりますので、わかりづらいということがあるのかというふうに思います。今、企画財政課長が申し上げましたように、こちらの普通財産につきましても、できればといいますか、場所が特定できるような格好で表示をしていけたらと考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、次にちょっとこれほんまに6,000円ぐらいのことで聞きにくいんですけども、決算書の77ページに自動車等廃物判定委員会委員報酬というのがあります。この自動車等廃物判定委員会というのは、どういう委員会なのかお願いいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） いわゆる公共用地に自動車とか自転車とか放置をしてある物件を、町の方で撤去といいますか、廃物として認定をして、それから撤去するという、その認定をしていただく委員さんをお願いしております、委員さんの構成は、7名で構成をしておりますけれども、うち公務員と言いますか、警察、それから町の関係が3名ございます。それで後は与謝野町で構成しております、自転車の協会の方だとか、それから車の、どういうんですか、そういう協会の方とかでお世話になっておまして、そのうち二人分を報酬として支出を20年度はさせていただいたものでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） そこでお尋ねしたいんですが、次のページには男女共同参画社会の推進委員会の報酬、それから、その他いろいろな委員会が、テレビ放送の審議会だとか、ばらばらとめくっても、地域公共交通会議委員報酬費とかいう、委員会がすごくあるわけで、過日もリフレのかや

の里について町長として、その検討委員会なり審議委員会に似たようなものを立ち上げたいということがありました。学校保育の問題についても検討委員会がなされました。この審議会なり、名前はいろいろとあるわけですが、委員会、法定で定められた委員会、それから我々が議会の中で委員の、こういう委員をとということで、町長が任命をされまして、ここで承認をする委員会、いろいろとあると思うんですけども、いわゆる与謝野町独自で法定でもなしに、議会に通さなくてもできておる委員会、この委員会が今、数が幾らぐらいあって、それから、その報酬が平成20年度の決算で総合計幾ら払われておるのか、お尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 委員会でございますが、これは申しわけございませんが、与謝野町の補足機関の構成委員等の報酬額を定める規則というのがございまして、これに委員会ずっと載っておりますけれども、この中には法定で定めてあるものやら、それから町が独自にといいますか、設置しておる委員会もございまして、その町独自だけの委員会は幾らというのはちょっと把握しておりませんけれども、今いいました規則では34ですか、34委員会ございまして、それから35には、全各号に掲げるもの以外でというふうなこともありまして、申し上げましたように全体の数は把握をしておりません。

それから、それらの方にかかる報酬でございますけれども、これも報酬として議会の議員さんも含めた非常勤の、そういう委員さんの報酬の全体額は決算書に載っておりますけれども、今申し上げました、それらの任意の委員会の委員さんだけの報酬というのは把握をしておりません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） そういう委員会も、私も全部否定するわけではありませんし、大切な委員会もあると思うんですけども、この決算書をぱらぱらぱらとめくって見るだけでも、余りにも多くの委員会なり審議会、それに対する報酬が出ておると、以前、私は委託料の金額が、もう何億、余りにもこれは多いん違うかと、庁舎内で何とかならんですかという質問をした経緯がございます。これとちょっと金額のレベルが違いますので、一概には言えんわけですけども、この部分についても、やはりある意味では、これ本当に多過ぎるん違うかなというふうに思っております。

先ほど、私言いました、いわゆる総合庁舎方式にするのか、分庁舎方式を、このまま続けるのか、こういうのに対しては、私はやはり町民の方の、自分がその協議の中に入りたいという、今、審議会の委員さんを募集しておられますわね。そういうような方々も入る中でやって、それをどんどんどんどんと町民の方々に第1回目には、こういう議論した、第2回目には、こういう議論をしたというようなことを公表されていけば、先ほど言いました、いわゆる町民の方々を巻き込んだ中での議論ができると、そして、それが公表しながら、住民の方々も意識を持っていただけというようなこと、そういう委員会がなぜできないのかなと、これ先ほど言いましたように、いろいろな委員会が、私は、むだな委員会があつて、肝心の委員会ができないん違うかなというふうに思うわけですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 町民の方との協働の中で町政を進めていこうという基本姿勢がございます。そうした中で、一人でも多くの町民の方に参加していただく、そういう審議会であったり、委員会であったりするわけでございますので、決してむだな、そういう委員会であったり、また支出を

していると私は思っておりません。町の木を定めたり、歌を定めたりするときにも多くの委員さん、町民の方に入っていたいておりますし、また総合計画であったり、男女共同参画の計画であっても、公募をして、その公募で応募をしていただいた方も入って中でのそういう委員会なり、審議会ができておりますので、むしろこういった活動に対して協力していただける委員さんに対しては、本当に金額的にはわずかな、本当に仕事を休ませて、出てきていただくようなことがほとんどですけれども、個人に限らずいろいろな団体、企業も含めて、そういうことでお世話になっているものというふうに思っておりますし、その中でもっともっと、むしろもっといろいろな形での参画をしていただけるような窓口を、私自身は広げていきたいというふうに考えております。

9 番（井田義之） 庁舎方式の委員会は設けるつもりはございませんか。

町 長（太田貴美） まだ、それはできておりません。ワーキンググループの中でできているということですが、その庁舎の問題につきましても、もう少し練る必要があるかというふうに思いますし、どういう形ですか、今後については、もう少し時間がいただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） まだ、聞きたいことがありますので、できればもう一回したいかなと思いますけれども、とりあえず、いわゆる町長が方針を決められてから委員会に出されるのと、町長が白紙の状態で委員会に出されるのと、全然意見が変わってくると思うんです。その辺のところを見きわめだけはしっかりしながら、やっていただけたらありがたいなということをお願いして、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 2回目の、残っておる議員さんが2名あります。

質疑ありませんか。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

決算におきまして、今回の議場の中で持続可能なまちづくりという言葉がどきどき聞こえてくるわけです。確かに持続可能なまちづくりは大切なことであるんですが、この決算を見てもですね、また、総務委員会等で税務課長の方から、いろいろなお話をいただいておりますね、町民の総所得が平成20年度も9億4,500万円ですか、減額したと。所得者も納税者も300人ほど減ったというふうに聞いています。

したがって、この町の役場は持続可能であっても町民、私たちが持続可能でなければ町は維持できませんので、今、本当にそういった、これ日本全国、当町だけの課題ではないかもしれませんが、やはり元気のある地域もございます。そういった中に、やはり行政と、いわゆる経済界とが一体となった、いわゆる町おこしと申しますか、まちづくりが行われているという例はたくさん、全国的にあるわけでございます。

そういった中で、本当に、ここまで疲弊した、いわゆる京都府下でも最も所得の低い町として紹介されるような、形容詞がつくような町になっているわけでありまして。平成20年度の産業振興対策もいろいろといただいているわけですが、なかなかそれが、まだ今、緒についたばかりで、まだまだ芽が出て枝が伸びて花が咲くというところまでいっていないようでございます。

が、先般、太田町長のマニフェストの検証大会というのが25日の日に知遊館でございました。そのときに、私、感じたことを一つ、町長が点数をつけられた、いわゆるこの頑張る起業、起こす業ですね、を応援するまちづくりの平均点が、町長がつけられた点数の中で、一番、項目の中でいい点数なんです、3.1点なんです。そして、残念なことに町会議員さんは4名の方が点数をつけられて、2名の方が回答されて、あと12名からは何もなかったというふうなことでありますので、その4名さんの、だれか知りませんよ、4名さんの点数でいきますと、この頑張る起業や、起業を応援するまちづくりが1.5点と、特別低いわけなんです。この4名の議員さんだけの主観的な意見でありますので、それがどうこうという判断材料にならないわけですが、太田町長、反対によく頑張っていると、平成20年度の決算も含めて3.1点という一番高い点がついているわけです。ちょっとこれギャップを感じるわけなんです、やはり20年度の産業振興の、私なりに分析しましても、いずれも、まだまだ半ばということになってますし、特に京の豆っこ米を含めた農業の循環農業に大きな期待を寄せられて、町長も、その点は4点という点数をつけておられます。満点ですね、いわゆる。もう到達点に達したと、以上という点数をつけておられますが、実際にそういった京の豆っこ米の扱い業者並びに、また生産業者の声を聞きますと、まだまだそこまではいってない、非常に険しい道のりを今、一生懸命に模索されておるといふような状況と、私は判断しています。

そういった中で平成20年度、いわゆる去年1年なり、きょうまでですね、町長、よくおっしゃいます、もうあと1年もないという、我々議員もそうですけれども、その中でお互いの反省点としまして、いわゆる一番、今、町民から声を聞くのは、いろいろな声を聞きますが、やはりこの経済の疲弊、これに対する不安感、将来に対する不安感、ここがやはり一番大きいと思うんです。これに対して、町長1年間、いわゆる産業振興、町長は点数、そこそこいいようですが、どのようにですね、反省点も含めて、また今後、どのように伸びていくのか、この辺も含めてですね、町長のご所見ありましたら伺いたいと思っています。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私のマニフェストでございますので、まず、そのマニフェストについて、その中身を見ていただくことが必要なというふうに思うんですけれども、あのときも少し申し上げておりましたけれども、政策を掲げての選挙戦を戦いたいということでマニフェストをつくって、そして出させていただきました。

本来は、長期的な展望の中での、私の担う、その4年間の中で、ここまでいきたいという内容も含めたものを107項目掲げております。

私の判断としては、自分が掲げた目標まで到達したという、そういう評価の仕方ですし、その中身が余りわからない、あるいはアンケートなんかでも見て、そう感じたんですけれども、わからないという答えが結構多かったわけです。ですから、そのマニフェストの中身について、選挙前に発表したり、公開したりする、そういう法律上の問題の中でも、なかなかできなかったことがあって、その後、きちりと、そうしたことについて、皆さんに訴えるということが、そう細かく訴えることができなかったということがあって、なおローカルマニフェストとは何かということも、まだわからないまま進んできた結果だろうというふうに思っております。

その中身につきましては、一つ一つの項目を、例えば今後についての産業振興についての計

画を立てるだとか、それから、今ちょっと手元に持っていませんから一つ一つの項目を思い出せませんけれども、その自分が設定した到達度、内容まで自分はいったんではないかという思いの、そのきょうの点数のつけ方のギャップがあるんかと思えます。

やはり町民の皆さんになじんでいるのは10年間の計画の、総合評価という中での評価だろうというふうに思いますので、マニフェストの検証というのと、それとは少し違ってくる、そういうギャップのあらわれではないかというふうに思っております。

ご指摘のとおり、十分とまでは、もちろんいかない、例えば防犯について、町でそういう組織を立ち上げますという話の中で、防犯協会が3町合わせてできたとか、この4年間にそういう組織づくりをしていきたいという基礎づくりがほとんどでございますので、今後についてはできたものを具体的にどう進めていくかということが、今後の課題になってくるかというふうに思いますので、そういう意味で、例えば商工の方でありますと、先ほど言われましたような、いろいろな施策を打ち出すところまではいったという意味で、到達したという、私自身はそういうとらえ方をしております。その辺のギャップが、そういう差になったんだろうというふうに思っております。

そういう意味では、せんだってさせていただいた中で、いろいろ皆さんとの思い、また自分自身との思いのギャップを感じましたし、それを今後はどうしていくかということ、今後は必要になってくるかというふうな思いも改めて持たせていただきました。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 今、町長おっしゃるとおり、やっぱりマニフェストというのは個人が公約した4年間の期間の到達点と、やはり我々が町民目線で見ると、今現状、どのようなのだというところに大きなギャップがあるんです。だから、マニフェストを・・・ですよ、マニフェストがいい点だったからといって、現状がどうかということと、ギャップがあるわけです、どうしても、これは。そこが、やっぱりギャップをせいぜいですね、お互いに議会も含めて埋めていく努力を恐らく担当課も一生懸命していると思うんです。なかなかその辺のまだまだですね、ギャップが大きくて、特に、この部分においては、特にギャップが大きかったんです。議員の1.5点という低い点と、町長が一番いい3.1点という、余りにも象徴的なところであったので、これはやっぱりマニフェストというものに対しての見方の、非常に象徴的な案件であり、なおかつ今、町民が一番求めている部分だと思ったから20年度の決算の中で、あえて質問させていただいたんですが、よくわかりました。

それからですね、先ほど井田議員が土地開発基金の件、私もこれ質問しようと思っていましたら、先に井田議員の方から指摘していただいたんですが、よくわかるようにしていただくのも結構なんですが、当然。私はよくわかるでなしに、早く直してほしいと、実際に町役場が建っている、しかしそれが、土地開発基金に残っていると、ここが台風23号の影響かもしれませんが、やはり台風23号の影響をいつまでも、やはり当たり前の適正な形で、いわゆる変更してほしいと。それから、ほかにも滝の親水公園の駐車場、これも駐車場として使っています。だから、既に目的を達成しているものにおいては、ここに置いておくのじゃなしに、やはりこれはお金があるとか、ないとかの問題ではなしに、やはり基金とは、全く性格が違いますので、ぜひともこういったものは、確かによくわかるようにファイルしてあるんですね、これ。僕も感心しましたけれど

も、航空写真もつけ、場所もつけ、きょうでまのてんまつも全部書いてですね、企画財政課きちっとよくわかるように、こうやってやっています、これは。確かにちゃんとファイルされています。ただ、問題はこれをよくわかるようにするのではなしに、やはり適正な処理をしてほしいということをお私、訴えたいわけですが、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、適正な処置と申しますと、やはり一般会計等の財産として使用しておられるわけですから、いわゆる議会で補正予算をお認めいただいて、その分のお金を基金に入れるということになるかというふうに思っております。ただ、そういうことをせずして、例えば錯誤ですとかというような方法もあるのかどうか、ちょっとそれらも検討させていただきまして、なるべく早い時期に適切な状況に持っていく努力をさせていただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 早急にそういった処置をお願いします。

それと、もう1点、土地開発基金の中でもですね、これはいい場所だなど、商業地に、また住宅地になるんだなどという、非常にいい場所が残っているところもあるんですね。これはやはり基金でもっていく、既に、それはその当時は、そういった必要であったんですが、今では全く不要なものがあります。そういったものを、やはり処分して換金すると、いつまでも基金で値踏みしておいても、実際の評価額とは違ってくると思うんです、実際の売買、実質売買とは。そういったものも含めてですね、先ほどの井田議員の質問に関連はしてくるわけですが、やはりそういった処分できるものは処分すると、何も基金で置いておかなくてもいいと、非常に私個人、ほしいなと思うところあります。恐らく一般の方も要望される場所があります。そういったものは、ぜひとも基金ではなしに処分されるという方向で、もう一度、点検、見直しを、お願いできるでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

先ほどの副町長が答弁で言っておりました活用委員会、そこで普通財産、それから基金なんかも含めて検討をさせてもらっているという状況でございます。そういう中で換金できる、いわゆる町として不要で、換金できるものについては積極的に換金したいというふうに思います。

議長（森本敏軌） それでは、ここで休憩します。

4 5分再開します。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時45分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

赤松議員の質疑を続行します。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 今回、私、決算の中においては、土地のことについて土地開発基金含めて、調べていたんですが、1点、どうしても私わからないことがあってお尋ねするんですけども、旧野田川町時代の、町道中央線という路線がございまして、それは、現在では宮津署のですね、スピ

一歩違反の取り締まり路線の一番いいところになってまして、あそこの多くの町民が貴重な財源を奉仕していると、まことに町民にとってはえらい迷惑な道になつとるんですけれども、その先線の部分ですね、いわゆる岩屋川を越えて上山田川です、尾崎地区ですね。ここが当時、先行取得で土地を購入したといういきさつがあるんですが、この部分が、どの部分にですね、決算書の330ページから、私ながめてみるんですけれども、どうも該当する場所がないんですが、ひょっとして私の見落としでですね、これがその部分ですよということがあるのか、ないのか、ちょっとここですよというご答弁をいただきたいと思うんですが、と申しますのも、ちょうど昨年の秋、その町道中央線をつけるために農地を提供された農家の方がですね、いつになったらできるんだと、土地を提供したわけで、三角形の田んぼになって非常に農耕作がやりにくいと、しかし、道路ができると思って辛抱していたけれども、いつまでたってもできないと、どういうことなんだということを非常に残念がられていました。けれども、その方は最近亡くなられたんですが、そう言い残して、その方の言葉が、私、耳に残ってしまして、そして旧町時代は、随分この問題、いろいろな角度から検討、協議したことでありますので、含めましてですね、その土地はどこに、ここにファイルされているのか、ご答弁願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

この決算書の中には出ていないと思っています。いいのですが、町道用地でございますので、いわゆる普通財産、それから行政財産というふうに出ておりますけれども、それぞれの施設の、ですから道路だとか、それから他の行政財産ですね、そういったものは、この中には出てこない、確か町道認定はしておるはずでございますので、道路用地として整理をしておるといふことだといふふうに思っております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） ちょっと意味がちょっとわからないんですけれども、じゃどこに、それはどこを見たらわかるんですか。何平米、何坪あるとか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 別に事業課に整備しております道路台帳、これに搭載されているだろうといふふうに思っています。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、建設課長にお尋ねしますが、その道路台帳の中に、どのような形で、確か結構面積広かったと思うんです。これにつきまして、どのような形で実際、今、何平米残っているのか、結構、当時、購入した記憶がございますので、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、資料を持ってきておりません。後でちょっと報告をさせていただくといふふうなことでお許しをいただきたいといふふうに思います。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、また後ほどご答弁願いたいと、お願いをいたします。

それからですね、あと阿蘇シーサイドパークの、昨年、ことしも予算ついているわけですが、先般の町長と議員さんとのやりとりを聞いている中、また担当課長の答弁を聞いている中で、平

成22年度には完成したいと言われたんですか、平成24年度と言われたんですか。24年ですか。24年度には完成したいというふうな答弁を担当課長はされてきました。町長は家城議員が交通公園という提案をされてきました。私はかねてから、私、以外の議員もそうですが、グランドゴルフ場ということをご提案していました。

町長は、グランドゴルフ場の提案に対しまして、非常にいい案だと、早急に担当課の方に検討させるというご答弁をいただいたんですが、もう後ですね、22年、23年、24年と、もう3年しかないわけです。その中で、町長の答弁では、これからどのようなものが要るのか、いいのかどうか、今から検討したいというふうにおっしゃって、これは家城議員の答弁におっしゃっていましたが、私、やはりこの辺も、できるのならできる、できないならできないというふうな見きわめをしていかなければならないと思いますし、本当に阿蘇シーサイドパークが約30億円という巨額の投資をした、その対費用効果といったものも当然、町民から問われると思いますので、この点につきましてですね、町長、いま一度ですね、交通公園なりグランドゴルフ場なり、そういったものを本当に検討されることがあるのか、また、きょうまで私の答弁には検討すると、早急にするとおっしゃっていましたが本当に検討されているのか、否か、これにつきましてご答弁をお願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、取り組んでおります都市計画の中での阿蘇シーサイドパークにつきましては、24年度で完成をする方向で目指してやっております。

おっしゃっているところは、公共用地として都市計画でしたかね、後でまた課長の方から申し上げます。その部分について、どういうふうに活用するかという中で、一つのご提案のグランドゴルフもあるでしょうし、ですから、交通公園というご提案もあるでしょうし、それらについてはまだ、そこをどういうふうに活用していくかということについては、まだ考えておらないということで、一つの提案として受けとめさせていただいているということでございます。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

平成20年度で、今の都市機能用地の部分の測量をさせていただいております。したがって、今後、そういったことの場合、どの辺の、例えば取れるだとか、そういうふうなことと、あるいは、別の用途等々ともやはり勘案していこうと思いますと、今までも資料がなかったわけですが、きちっとした資料ができましたので、今後、そういったことも含めまして検討させていただきたいというふうに思っています。一応、現況の平面図は取っております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 私が質問して、早急に検討すると言われましてから、もう確実に1年半はたっていますし、井田議員も質問されました。井田議員は一般質問されたんですかね。それから1年以上たっています。やはり私は検討すると言われまして、まだ検討、もう既にできているのかなと、ぼちぼち、どうされるのかなと結論が出るかと思っていたんですが、まだ、これから検討ということでございます。と申しますのは、どんな事業をしようと思っても、関連があるわけですね。ただ単にグランドゴルフ場をつくったから、それをだれが管理するのか、また地域の業者の方々との、いわゆるコラボレーションするとかね、いろいろな形での、いわゆる産業振興、

また観光振興、そしてコミュニティ振興、いろいろなものが関連しますので、やはり急に決めたからといって、ただ単にハード事業をこなせばいいというのではない。そこには特に岩滝地域の方々の長年の夢や希望が固まった場所でありますので、やはり1日も早くですね、どのようなものになるのか、検討されまして、結果を出されまして、そして地域住民含め、町民の皆さんにですね、それを、私は発表していただきたいと、こんなように思っていますので、よろしく願いをいたします。

それから、あと1分だけですから、もういいにします。中途半端になりますんで、以上でございます。

議長（森本敏軌） それでは、3回目も含めまして質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、3回目の質問をいたします。

まず、農林課長に先日お聞きしようとしていました三セクの問題について、特にファーマーズライスを参考に引き上げさせていただきます。

資料の15ページで、小林議員が引き上げられました、いわゆる売上がふえているのにですね、売上原価がそれにつれてかなり上がってですね、粗利益はそんなにふえないと、さらに経費がふえて、この時点での、利益が減っているという、こういう決算になっていると思うんですが、このことをどういうふうには内容を把握されているのか、この点をお伺いします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

株式会社ファーマーズライスの決算につきましては、平成21年5月31日を期末とします第10期の決算におきましては、518万7,766円の黒字を出していただいたということでございます。

同じく近年の期末の決算状況について、資料としてお渡しをさせていただいております。近年は数百万円単位で毎年、順調に黒字を出していただいているということでございます。一方、売上額が順調に伸びております。売上が伸びる一方で、黒字とはいえ利益の数字自身はそれほど伸びないということでございまして、これは売上原価等、これが、コストが高くなってきているということになるかというふうに思っております。その要因としては、いろいろと上げられるのではないかというふうに思っております。

雇用もたくさんしていただきまして、期末現在で社員14名、パートほかで37名ということで数字、この就労人員も非常に伸びてきております。そういう中で今後の、いろいろな会社の経営を考えましたときに、やはりパートさん等への賃金におきまして、やはりわずかでも高く設定をして、お支払いをして意欲を持って会社にお勤めいただくというようなことも必要ではないかということもお考えでございますし、また、人材の登用ということも非常に重要で、それらをする中で人件費の部分も若干あるというふうに思っておりますし、それから、高速道路がダントツで大きな販売先としてあるわけですけれども、いろいろと運送コスト、販売コストが、そういう面で非常に高くつく、それから、材料費も国産にということもございまして、非常にコストアップにつながってきているということで、どうしても原価そのものは非常に高くついて

くるというところが、非常に押してきているということではないかというふうに思っております。

会社としては、売上を伸ばすということは非常に大事なことなんですけれども、むしろ売上を伸ばすよりも利益を伸ばすということも、もちろん第一義として努力もしていただいておりますけれども、第10期の結果としては、そのような形になったのではないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この現在ある設備で、フル生産をできるとすれば、この売上は何割増しまで、この10期の売上、コスト等々から見て、何割増しになるところまでできるのか、そこになった時点で、こういう状況で推移して、どれぐらい今言われた黒字幅が拡大するとかね、そういう見通しになっているのか、その辺はいかがですか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

株式会社ファーマーズライスにおきましては、株主総会、毎年7月ごろに開催をされるわけなんですけれども、毎年、その時期には向こう3カ年程度の経営計画というものもお示しをいただいております。そういう中で売上の目標として、平成22年度には3億円を目指していこうということでございます。また、計上の損益につきましては1,000万円を当面の目標として黒字を出していこうと、こういう計画のもとに努力をいただいているということでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 17ページの貸借対照表と損益計算書ですが、先日の質問で減価償却91万円が製造原価の中に入っているということでした。これ以外に、いわゆる民間の会社と同じ、この事業は運営されるわけですが、町が持っている資産ですね、この部分が、大きな部分があるだろうと思っています。この部分の減価償却に当たる、いわゆる投資に見合った、この年度に本来は償却しなければならぬと思われる額はどれぐらいあるのか、そういうことが把握されているでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

町が投資しました設備等に対する減価償却費の相当額というものにつきましては把握しておりません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） かなりあるだろうと思うんですね。本来は、ほかの競争相手は、その部分を償却しながら経営をされていると、そういう中で、それがなくて、いわゆるこれだけの売上で、これだけの利益ということですから、先ほどちょっと言われましたが、そこには何かの第三セクターの特徴があるだろうと思ってまして、いわゆる安い値段で売れているのか、よそと同じぐらいの値段で競争力のある品質のものをつくって、反対に先ほど言われました人件費が、よその会社よりもたくさん使われているのか、そういうふうな分析はされているでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

経費の面で特段、同種の会社と、例えば人件費が特別に高いとか、それから、コストも特別に

高くついているとか、そういう部分というのはないんじゃないかというふうに思っております。

この株式会社ファーマーズライスにつきましては、三セクの会社として発足をしたわけですが、創業当時の大きな赤字損失を抱えておりますので、それらを踏まえ、また多額の借入金を抱える中では、なかなか投資に回す余力というものが体力として、会社そのものがないというところがございます。

そういう中で、町として支援をさせていただくことで、黒字経営を継続していただくことに加えて、投資的な部分での支援というものが、町が、設置した農業振興を目的とする施設の部分がございますので、そのところを町としてでき得る支援をさせていただかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 会社として、いわゆる負担しなくてもいい、町が受け持っている減価償却の額と、次のページにあります利息ですね、先ほど言いました赤字の中で支払利息を抱えている、それが59万円ですから、それが、どちらに触れているのかによってですね、今言われたことは変わってくるだろうというふうに思っています。そういう分析がなされていないと、その会社に対して町が今後、どう投資したらいいのかと、谷口議員が指摘された問題点はですね、明らかになってこないんじゃないかと、先日は投資に見合っ、て、どういうふうな改善がされていくかという試算はされていないという答弁がありましたが、こういうところの運営はですね、ほかの運営は別にしまして、こういう会社の運営は少なくとも試算できる、普通の会社は投資して効果があるかどうかを試算しなければ投資しませんので、できるはずなんで、当然、これは町が運営しているのではなくても、町としては、その判断に基づいて投資すべきだというふうに思っています。

例えば、これでいえば外注の委託費が700万円でしたかな、ありますけれども、これが投資によってどれだけ減るということで償却できるとか、そういう基準が必要だと思いますし、そもそも三セクに対して、どこを基準に今後、投資すべきかという点での基準は、私も要するというふうに思っています。そういうふうに、これは別にファーマーズライスだけのことを言っているんじゃないくて、一番よくわかるから取り上げているんですが、三セクに対する町の対応の仕方、今後の運営等々についての基本姿勢、こういうことについてもしっかりと新しい基準でつくっていく必要があるだろうと、指定管理が生まれてきた当然の大きな変化とともにというふうに思っていますが、こういうことについて、これ副町長にお尋ねします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

るるご高説を拜聴いたしました。確かに三セクに対するかかわりにつきましては、この間、服部議員からも、もう少し国の総務省の通知を受けて、積極的にかかわるべきではないかという趣旨のご指摘をいただいております。そのときにも申し上げたかと思うんですけども、基本的には三セクをつくって、株式会社という組織形態をつくっていただいております。役員さん以下、民間のノウハウをお持ちの方ばかりでございます。積極的に日常的に町の方が三セクにかかわって、あれこれ経営の中身について立ち入るのは、三セクをつくった趣旨、それから、指定管理をお願いしている趣旨からすれば、それは、やはり民間の力に託すという意味で、特段このファーマーズライスにつきましては、今まで以上の積極的な、日常的なかかわりを持つと、一定の方針を持

ってかわりを持つということについては、現在のところ考えておりません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 三セクが、町の持っている、投資した分の減価償却を払うべきだとも思いませんし、それから、いわゆる今後も地域の雇用や、そして地域の資源を有効利用する意味で、当初の目的に沿って、しっかりと運営していただく必要があるだろうと思います。そのためにこそ行政が、運営に介入する必要はないですけれども、行政の果たすべき内容を新しくグレードアップする必要があるだろうと思っています。その点については指摘をしておきます。

次に、企画財政課長に質問いたします。

決算の資料の13、14ページに経常収支表というのをつけていただきまして、経常収支の内容がよくわかる表をいただいております。本来、これの裏として収入の方のものがあれば、よりよくわかると思っています。先日、よりよくするためには、どんどんつけていくという答弁をいただいておりますが、これを是非、次回からはつけていただきたいなと思っていますが、これについて1点お伺いします。

それからですね、この経常収支比率が95.1が、さらに下がったということで、結構なことだと思うんですが、どこに高い問題があるかということで、いろいろ取り上げられてきました。少なくとも75%等々はですね、昔の行政のあり方から見れば、必要な・・だったかわかりませんが、前に指摘しましたように、福祉や保険や医療がどんどんふくらんでいって、今、行政サービスは、多くがその部分を受け持っていて、いわゆる公共投資部門は総体的に低下している状況で、同じ経常収支比率が必要だということにはならないというふうに前、指摘をいたしました。その点が1点、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、収入の状況ということで、13ページ、14ページに経常収支表が掲げてあるわけでございますので、経常的な一般財源収入が幾らあるのかという、その分母になる数字、これがわかった方が、やはり説明しやすいだろうというふうに思いますので、来年度からつけさせていただきますというふうに思っております。

それから、経常収支比率の問題でございますけれども、町村の場合で70から80%というのが適正な数字だと、これは昔からこの数字は変わっておりません。しかし、野村議員ご指摘のように、いろいろな福祉施策ですとか、いわゆる環境施策ですとか、町が取り組まなければならない事業が大幅にふえてきたという事実がございます。

それに対して、交付税の源資となる税収が、どうなるかとなってまいりますと、やはりそれが上がってこない、したがって、地方交付税そのものの総額がふえていかないと、ですから、交付税そのものが頭打ちがかかったりして、経常一般財源収入が需要に対して伸びないということは確かであろうかというふうに思っております。ただ、これは与謝野町だけの現象ではなくして、日本全国どこの市町村にも該当する内容でございます。その中で、やはり平均より与謝野町の場合は高いという結果が出ておりますので、このことは、やはり低くする努力は今後ともやっていかなければならないだろうというふうに思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 福祉、環境、教育、保険、医療、こういうところに予算を多く使う、いわゆる福祉のまちづくりを進めれば、それをしていない町に比べれば経常収支は当然上がると、だから問題は総合計画で決めた内容を実施しようとするれば、当町では経常収支比率は幾らが望ましい、それよりも高いからそこまで下げるといふ、そういう判断が、これも要るだろうというふうに思っています。その点について今後しっかりと見ていただきたいと思います。

それでですね、人件費がそれを押し上げる大きな要因ということでしたが、先日、指摘しましたように、人件費かなり下がってきてですね、それが今が完全に妥当かどうかということじゃなくて、今後、交付税が大きく減らされる時点に向かって、どうかという視点は要りますが、一定改善されています。

しかし、一方その次に大きいのが、この資料を見ても公債費ですね、人件費23.7に対して公債費が23.1と、68億の分母に対して、公債費の約16億円ということで、そうなっているわけですが、いわゆるここをしっかりと方向性を見出さないと経常収支比率を下げるということにはなっていないのでないかというふうに思います。行革の内容ではですね、指摘したように、この公債費をどうするということが入っていません、その点について今後の、20年の決算から、今後どういふふうな方向で、さらに一層取り組むのか、単純に、いわゆる経常収支を下げようと思えば、住民サービスを減らすということにつながるわけで、ここを改善しながら住民サービス維持して、経常収支費を下げていくということが大事だと思っていますが、その点について企画財政課長のお考えをお聞きます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

確かに公債費、いわゆる借金返し、これも経常収支比率では、かなり高い数値を示しております。もちろん、この数字を低くしようと思えば事業を厳選して、借金を余りしないと、こういうことになろうかというふうに思っております。しかし、現在やっております事業につきましても、旧町から引き継いだり、あるいは住民要求の高い、そういった事業を厳選させてやらせていただいているつもりでございます。

一般会計の起債を少なくしていくという努力、これはしなくちゃならんというふうには思っておりますが、全く発行しないというわけにもいかないだろうというふうには思います。

それと、もう一つは、実質公債費比率で町の財政状況が判断されるようになったと。特別会計も含めて、今後は財政の健全化の指数が出てくるということでございますので、下水道事業、これは引き続き事業でございます。

それから、簡易水道、これも統合に向けて、どうしてもやらなければならない事業ということになってまいりますので、やはり特別会計等の支出について、今後ふえていく可能性がございますので、それらと総合調整を図って財政健全化判断比率の数字を守りながら、財政運営をやっていく必要があるだろうと、このように思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 公債費の元金の返済は約14億円、一方新しい起債については約6億円ですか、投資にかかわってね、だから町としては、今、言われた中で、なかなかと言われましたが、結構減らす形で厳選してやっているんですね。減っていかない大きな理由が臨時財政対策債、これが

4億円もあると、比率にすれば国の都合で押しつけられている借金が、かなり高いわけですね。これについて先日、私は今まではですね、結局、国は返さないんじゃないかということで、これが返していただけたらと思って財政運営をするのは危険ではないかという立場で質問しておきましたが、政権が変わったので、そうではなくて、臨時財政対策債は交付税として戻して、きっちりとやっていただくという方向で努力する必要があるというふうな質問をいたしました。これについてはですね、自公政権でも根拠がないわけですから、交付税に戻すという、そういう話だったのを、その約束をほごにしてきょうまできているという話をいたします。

そこで質問ですが、臨時財政対策債はですね、私はそう思っていますが、交付税として与謝野町が受け取るべき正規の税収入というふうに思っていますが、その点についてはどうでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

交付税の需要額そのものが、どんどん伸びていった中で、交付税の原資となります税等の収入がふえないと、このままでは交付税の総額が確保できないということで、急遽考え出されたのが臨時財政対策債ということでございます。

その償還金については100%交付税で元利償還金としてみましようと、こういうことでございますけれども、したがって、臨時財政対策債という借金にはなっておるんですけれども、その交付税の総額も含めて、これを計算するということになります。しかし、申し上げておりますように、交付税の総額の中から、その臨時財政対策費の償還日を算定して、返済するわけでございますので、交付税の先食いといわれている制度だということでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） だから、臨時財政対策債はですね、本来、交付税として我々が受け取るべき税収入と、国から温情でもらっているものではないということですね。その臨時財政対策債が、この20年でも元金の返済が1億8,000万円あるわけですが、これが経常収支比率に、またはね返ってきているわけですね。これは幾らはね返っていますか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

平成20年度の臨時財政対策債の元利償還金は、今、議員からご指摘いただきましたように、1億8,061万2,000円でございます。この数字を、いわゆる分母となります経常的な一般財源収入68億9,852万7,000円で割りますと2.6%という数字が出てまいります。ですから、これが経常収支比率を押し上げている原因になるのかどうかということについて、ちょっと今、私の頭がもんもんとして整理できんですけれども、言い分としては元利償還金は確かにありますよと、確かにあるんですけども、分母の、この一般財源収入ですね、その中に、交付税の中に元利償還金100%算入してありますよと、だから、分子もふえるけれども、分母もふえているんですよと、そういう言い分もあるのかなという気も、ちょっと今、頭ももんもんとしているところでございます。以上です。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 臨時財政対策債が通常の交付税にプラスして国が予算措置してれば言われたとおりなんですが、今まで言われていたように、いわゆる交付税の中に入れちゃって、ほかのところ

が減らされて、結局はプラスにならないというのが、この間の自公政権の運営だったわけですから、幾ばくかは交付税に入っているんでね、2.6%全部ではないですが、恐らくこれも影響が生まれているというふうに思っています。これも21年度、ことしでとまったとしても、その資料で返済は約2億5,000万円までふえていくと、そうなると3.9%に上がっていくわけですね、だから臨時財政対策債という、国の責任で経常収支比率が上げられる側面があるという面もありますんでね、それを住民サービスを減らして数字を下げればいいということにはならないというふうに思います。町長にそういう点で、十分そういうことも考えながら、経常収支比率というものを、数字を、内容をしっかりとらえながら数字を見る必要があると思っていますが、その点についてのお考えをお聞きます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに考えております。今後の財政運用については、非常に厳しいと言われながらも、その中身について、やはりきちっちりと見据えながら、長期的な展望に立った中での執行をしていくということもあわせて考えてまいりたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 地方自治体に対して、憲法や法律や国から求められている責任に見合った、必要な財源、しっかり回していただく、名目だけじゃなくて、形だけではなくて、必要な財源をふやしていただくという形をしない限りは、この問題は解決しないと思っていますので、今後ともよろしくをお願いします。

そこで、最後に行政改革に戻ります。町長にお聞きます。今までいろいろな問題、中小企業憲章や、公契約条例、あるいは、税の徴収のあり方、三セクのあり方等々を質問してきました。行政改革というのは財政再建ではないと、町長は単に支出を減らすという取り組みはしてないと、スラップ・アンド・ビルドで新しいサービスのための財源確保等々という視点でやっているという答弁をされました。私はそういう、大変その面はいいだろうと思うんですが、やはり行政改革というのは、総合計画を実現するために新しい与謝野町が、さらにどういう行政機構なり、運営の仕方をしなければならぬのかと、そこに向かって改革していくという、このもう一方の方面が非常に大事だろうと、総合計画等々できて、新しい与謝野町の枠組がようやく整ってですね、新たな方向で取り組むべき時期にきています。そういう意味では、行政改革というのを、そういう方向で、さらにレベルを上げて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

例えばですね、先日、企画財政課長が、なかなか情報の面で全部を把握しながらということは難しいという答弁をされましたが、今、情報というのは非常に大事で予算もふえているという点では、今回は余り取り上げませんが、やはり情報化をつくって、そういう部署をつくることによって、仕事のやり方も変えられるし、予算的にも負担が減らせるという問題もあります。とりわけ大事だったものが、地域協議会です。住民参加を広げていく行政機構という点でも大事です。それから住民にかかわる身近な予算は、住民のところに移していく、住民への分権という、こういう、方向でも行政機構の改革として非常に大事なのが地域協議会だというふうに思っております。そういう点で、ぜひこういう行政のあり方を含めた行政改革に進めていく、レベルを上げていただきたいと思っていますが、この点での、お考えはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 10年間の計画として掲げています総合計画を執行していく、かなえていく、そのためのいろいろなご提言をいただきました。今後につきましても、それらの点を考えた上で、できるだけいい方向へ進むようなまちづくりに多くの方が参加していただき、そしてまた、現実、そうしたものが少しずつでも実現するような方法について、考えてまいりたいと思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） まだですね、地域振興基金のあり方等々ですね、行政改革でやっぱり取り組むべき課題がいっぱい生まれているというふうに思っています。ぜひ住民が主人公のまちづくり、積極的に機構の見直しも含めて取り組んでいただきたいということを指摘して質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、3回目の質問をさせていただきますが、これは、先ほど赤松議員も申されましたけれども、口を開けば産業関係で太田課長には申しわけないですけれども、ちょっと太田課長に質問させていただきたいと思うんですが。

この予算の参考資料を見まして、商工関係につきましては産業商工関連部門と観光関連部門と二つ大きく分けられると思ってピックアップさせてもらったんですが、産業商工関連につきましては、概算ですけれども8,096万円投入していただいておりますし、それから観光関連につきましては、クアハウスを除きまして5,560万円ということでございますが、この観光行政につきまして、どのぐらいの、いわゆるこうして毎年投入されておられるの成果が上がりつつあるのか、ちょっとそういった形の課長の思いをまずお聞かせいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 20年度におきまして、所管課として、合併以降の大きな取り組みとしまして、総合評価に準じた形で観光振興ビジョンを策定いたしました年になります。「美心与謝野」というテーマで鉄幹・晶子をゆかりの地として、昭和モダンを打ち出そうということで、具体的な戦略を打ち出したいということで、各議員方には新年度予算を、20年度予算を組むときに提案をさせていただきます、具体的な取り組みができるというふうに考えておまして、既にいろいろな具体的な取り組みができてきつつあるというふうに認識をしております。まだまだ、それぞれの役割分担を明確にして取り組まなければならない分野が観光でありますし、観光分野につきましては、すぐに結果が出るというものではございませんので、長期的な中で、それぞれの役割で目標を一つにして取り組むことが一番重要じゃないかなというふうに思います。そういった中で、もう少し時間はかかりますが、引き続き地道にですけれども、その形を整えていきたいというふうに思っております。

商工の分野、いわゆる製造業につきましては、いろいろな野村議員からもご質問ありましたように、方向性を見出すには国レベルの分野もかかわってくる経済状況でございますので、小さな町一つでなかなか目に見えたものは出せない状況であります。野村議員のご質問に答えましたように、協働の中で、いかに目標を持っていくかという考え方でおりますので、いわゆる観光も製造業も含めた商工業も、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

20年度の成果というものにつきましては、冒頭に、観光分野につきましては一つの方向性が

見出したというふうを考えておりますので、その醸成を図っていくための取り組みを引き続きやっていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） おぼろげながらわかってきたようなことですが、この産業商工関連で先ほど8,096万円と申しましたけれども、この内訳を見ますと商工会に2,524万円、それから利子補給に3,685万円と、この二つだけです、6,209万円という形で産業商工関連の8,096万円のうち77%を占めとるわけですね。本当に残り1,887万円ほどで織物振興でありますとか、産業振興でありますとか、染織センターの管理、あるいは商店街の街路灯103万円等々があるようでございますが、せんだつても、私ちょっと赤松議員も非常に、この地域の町の経済の憂慮されたご発言が、さっきあったんですが、私も本当に、このままではもう本当に若い人も希望もないというような中で、だれも、大人もそうなんですが、展望のない中で、国がこういうことですからやむを得ないというようなあきらめで、そうして、生活できる間はよろしいけれども、このままじっとしていても何ら改革、活路が見られない中にありましてですね、何とか頑張らないかと、そういう思いでおるんですが。

せんだつても、ある集いの場に行きまして、いろいろとお話を聞きますと、やはり元気のある町というのは、やっぱり製造業が頑張っている町だという形のことをある方が申されておられました。観光という分野では、どこの自治体もそれぞれ観光、観光を否定するわけではございませんが、観光という分野ではなかなか飯は食えないんだと、観光で飯が食えるのは京都と沖縄県だけだと、こう申されておられました。いわゆるお客さんが寒暖なしに、国内はもとより海外からもおみえになると、単発的な観光では、なかなか地域は潤わないと、特定のホテルであるか、旅館なんかは、確かにPRとか宣伝方法によっては潤っているところもあるけれども、なかなか観光という形で小さい地域が潤っていくというような形のことは難しいというようなことを申されておられまして、私は来年度に向けて、ぜひ、商工会に2,524万円、利子補給に3,685万円という形で77%が丸投げという表現よくないですけども、そういう、やはりそうじゃなしに、町が一つの中心になって、一般質問でもさせていただきましたけれども、ただ事業者だけではなしに、事業者だって永劫盛衰、やっぱり栄える人もあるし、またしぼんでもいく業者もありますし、あるいはまた全く、女性の方でもですね、もうきょうでも起業しようとかという方もおられますし、一般の商売関係ない人でもやってみようという人もおられますし、やはり町を挙げてそういう起業は、企業誘致ということ私も再々言うてましたけれども、なかなか難しいです、やはり小さいことでもいいですから、この起業ができる、起業家が育つ、そういう行政の環境づくりということに、来年に向けてですね、ぜひ太田商工観光課長に頑張っていたきたいと、それを申し上げたくて3回目、立ったわけでございます。

農業関連につきましては、国とかね、府の財源が、たくさんいただいておりますが、非常にこちらから厳しい中でもございますけれども、それぞれの関係する方が頑張っておられますが、ぜひそういったものづくりという形のこと、海外との賃金格差で非常に厳しい中でもございますけれども、日本人のすばらしさというものをもっと自信を持って頑張してほしいというような話もお聞きしたんですが、やはり打ちひしがれることなしに、やはりもう一つここで踏ん張ってですね、やっぱりこの町が、地域がよくなるように、そうせんと税のことであるとか、すべてのことに関

連するだけに、やはりそういう大きな町の方針として、ぜひ町長以下、皆さん方、私も何がしたらええということわかりませんが、そのうちのひとつのことも、参加者は少ないかもわかりませんが、せんなんことの一つかもわかりませんが、とにかく元気づける方向でお金を使っていたきたいと、こういうことをお願いしたいと思います。お考えがありましたら。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

なかなか目に見えた結果が出てないということで、厳しい言葉をちょうだいしているというふうに認識をしております。

この産業の分野というのは、見える分は、ぱっと見れば非常に目立つんですが、そこへたどり着くにはかなり時間がかかるということです。製造業、元気のある町は製造業が活性化しているということにつきましても、きょうまで与謝野町におきましても旧3町も含めて、この部分につきましても、そのとおりだったというふうに思います。それが疲弊した中で、今こういう中で、いろいろな模索を行っていかねばならない状況になっていることにつきましても理解をしているところでございます。

いろいろな分野、産業分野、農業も含めた中で、ある意味の連携ということに、やっぱり方向性を持っていかないと、単独だけでは、なかなか事がうまく回らないじゃないかなという、最近認識をしております、いわゆる農商工連携だとか、それから福祉との連携だとか、いろいろなそういう臨空型の産業活性化を考えていかねばならないというふうに思っていますので、何回も同じことを言いますが、現在、行ってます策定委員会の中で、そういうような意見も行政から投げかけていくというふうなこともしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、小林議員からのご質問につきましては、アドバイスとして受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 一つよろしく願いいたします。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、私いろいろな委員会をという格好のことを申し上げました。町長でも副町長でもいいんですけど、この委員会、町長は必要な分を立ち上げておるんだということでの答弁でした。町民の方々が見られたり、また私たちが見るときに、それぞれの委員会に同じようなメンバーの方が入っておられて、その委員会でも大体同じようなメンバーということが多いいんですね。これを非とするのか是とするのかという意味ではなしに、ある意味では一定の方、わかった方が議論されるのがいい場合もありましようし、また先ほど私、言いましたように白紙の状態からというようなことだったら、やっぱり新しい感覚で進めなければならないということもあろうと思うんですが、どうしても委員会のメンバーが同じようなメンバー、新しく委員会に入っても行政と、その方々の意見が強くて、なかなか意見が言いにくいというようなことも耳にするわけですが、そういう点について、どういように感じておられるのか、お願いをいたします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな委員会だったり、審議会ができておりますけれども、それは、もとはやはり総合計画に基づいたものであり、それらの枝葉になる計画づくりであったり、あるいは、その総合計画を進めていく中での、いろいろな住民の方たちのご意見を聞かせていただくということになりますので、どうしても偏りがちになるということはあるかと思えます。ですから、ある特定の団体の、どなたかをお世話になるというような形でつくられておりますので、やはりその中でも出てこられる方は、今までの流れの中でよくわかった方が推薦されて出てこられるという、こちらから決めたわけではないですけれども、そういう中で出てこられる委員さん方が決まってくるということもございます。

それとまた、どちらかといいますと、法的に定められたような中での論議につきましては、これは町としても専門的な知識を持った学識経験者の方々にお世話になるというような場面もありますし、その委員会の性格、あるいは中身によってお願いをする、また、その推薦していただく母体等も今後についても考えていく必要があるかと思っております。ほとんどの場合、公募をホームページで出しておりますし、また、その経過なんかにつきましても、逐一ホームページで出させていただいております。全町民の方々に、そこまで詳しい内容が届かないということもありますが、できるだけお知らせ版等々におきましても、情報の公開をさせていただいているつもりでございますし、また町報等でも委員の方々のメンバー名だとか、あるいは、やっていただいている内容だとかも報告させていただいているというふうに考えております。

そういう中で、できるだけ一人一役じゃないですけども、そういうことの得意な方もありますし、実際に地域で実践して動いていこうという方もありますし、できるだけ多くの方がかわっていただく中での計画づくりであったり、組織であったりということが望ましいと思っておりますので、それらについても、今後いろいろなご意見を聞かせていただく中で、もう少し考える必要があるかなというふうには考えております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 結局、そういう委員会の中で、委員会が少なければいいんですけども、かなり多くの委員会、また後で正確な、どれくらいの委員会があつて、どれくらい報酬が出てるんだという報告はお出しただけのんだろうということ、さっき思っておったんですけども、いわゆる充て職の委員さんが物すごく多いんですね。もう充て職の方々も大変なんですね。やはり適材適所というのか、そして充て職の場合には任期が終わったら終わりというのか、ここで交代されるという、大事なことについても、もう途中で交代されるようなこともあつたりして、その辺の委員の選任というのには、やっぱりもう少し、どういうかの確な方法を検討していただきながら、町長が言うておられる町民の方々の意見を聞くということも一定の方向ではないかなというふうには思いますが、私自身は、この間、今田議員の方からあつたように、二元代表制として我々の意見も尊重していただきたいとなんということは当然あります。そういうことも含めて今、質問をさせていただいておるといふふうには受け取っていただけたらありがたいというふうに思います。

答弁があつたら答弁いただいたら結構ですけども、なければ、先ほど、企画財政課長、ほんなら答弁、町長。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、充て職になりますと非常に町の、区の区長さんあたりでもそうですね、非常に何か町の下請のような形というふうなあれがあるかと思えますけれども、そういう特別に、そういうしばりのないものについては、やはり団体から、どなたでもいいので推薦していただくと、ですから、婦人会でも婦人会長さんということじゃなしに、婦人会長さんが責任を持って、この方をというような形で、仕事の分担を、その会の中でもしておられますし、できるだけ広くということも考えますけれども、なかなか公募に応じていただく方が少ないという現実もございますので、そういう意味では、その辺のところも一考する必要があるかと思えますが、今の、昔の充て職ではない方向での人選をさせていただいているという点をご理解いただきたいと思えます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、町長言われましたように、確かに一歩ずつそういう代表の中から、組織の中から代表という格好で進んでおると思うんですけども、今、ちなみに今度は総合計画のローリング方式の、総合計画審議会の、これまだ、締め切りはもうちょっと先ですけども、今、何人か一般からの公募はありますか。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

現在、募集しておりますけれども、まだ応募があったという話は聞いておりません。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） だれかがね、応募をしていただいて、本当に審議ができて町民の方々の理解が得られるような審議会になれば大変ありがたいと思うんですが、それはその程度にします。

先ほど、ちょっと言いました企画財政課長、経常収支比率が京都府の積算の中で94.8%に下がったということなんです。ただ、先ほど臨時財政対策債について、野村議員からありましたけれども、監査委員さんの指摘の中でも、この臨時財政対策債を含めたときの数字も出ております。これの数字はどういうような変化をするのかお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

ちょっと今、質問の趣旨がよくわからなかったんですけども、臨時財政対策債といいますが、これは借金でございますので、いわゆる分類するならば臨時一般財源に分類をされると、経常収支比率を算出するのは、経常的経費充当一般財源支出を経常的経費の収入の一般財源、これで割るということですね。ですから、本来、臨時一般財源を、本来の分類は臨時財政対策債は臨時一般財源なんです。本来、その臨時一般財源を分母に加えるということはおかしいんじゃないかという話が出てくるんですけども、交付税と同じものとして扱うので、臨時一般財源だけでも、経常収支比率を計算するときには経常一般財源収入の一般財源に足して、経常収支比率を出すのが今の出し方だと、監査委員から指摘を受けておりますのは、臨時財政対策債を、いわゆる経常一般財源収入から引いた場合は100を超えるぞと、こういう指摘を受けていると、こういうことでございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 企画財政課長、単純にお尋ねしとるんです。結局、今95.1%が94.8%に

なつたと、だから、この臨時財政対策債云々ということを入れた場合に100.7%という数字は変わらないんですかという質問をしとるんです。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 経常一般財源支出が変わるわけでございますから、これにも影響は出てまいります、その数字についてはちょっとまだ出しておりません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） その数字を質問しとったというふうに理解していただけたらありがたいです。

それから、これ言うても一緒なんですけれども、主要施策の報告書、この間、私の質問と糸井議員の質問と、糸井議員が優しく優しく質問されたら、ちゃんとそういう方向でということでした。これもともとは糸井議員の方からの提案もあったことですので、私の方はどうこう言いませんけれども、言えない立場だろうというふうに思うんですけれども、私もあのときの質問の当初に太田町長に主要施策、町長が思われる主要施策と、その成果について聞かせてくださいということを行いました。

それから、この数字、ここへ持ってきておりませんけれども、この数字をかなりの確に上げてきていただいておりますので、財政の内容はよくわかりますと、収支の内容、それから事業の内容よくわかりますということを申し上げました。それで、私が否定したというような発言がちょっとあったんですか、その点については、私としては納得のできない課長の発言であったということなんですけれども、その言葉がどういう言葉だったかというのは、もし課長、覚えておられたら言っていただいたら結構ですが、その辺については、私はちょっと不本意でございますので、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

言葉のやりとりですので、いろいろと感じ方があるということはあると思います。ただ、私の記憶では、最初に、これは主要施策の報告書ではないというお言葉があったというふうに記憶をいたしております。したがって、人間というものは最初の言葉が非常に印象に残りますので、その後、そういう格好になったのかもわかりませんけれども、最初の言葉が非常に印象に残りますと、そのことばかり思うのが人間でございます、そういうことじゃなかったかというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） だから、先ほど言いましたように、私は町長の見解をまず伺って、その後、主要成果報告のことについて質問に入らせていただいたと、だから、私の趣旨は理解していただけたと思ったんですが、結構です。こんなこといつまでも言うとなら、あれなんで。

次にちょっと一つお尋ねいたします。

決算書の中で、どこでどういう格好でできとるかわからんですけれども、旧野田川町時代に町民グラウンドで災害が起きまして、町が立てかえ払いとして、金額ははっきりと覚えておりませんけれども3,000万円近くの金額を支払いをいたした経過があります。これは議会でも認めたことでありますけれども、その数字はどこに出ておって、その後の経過、支払いをした後の経過はどうなっておるかお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

決算書と申しますのは、平成20年度に収入があったり、支出があったりしたものが計上されてくると、登記の関係については、この決算書には上がってまいりませんので、決算書には上がっていないということでございます。

いわゆる先取特権の権利を町がつけて、本来その工事をした業者が直すべきところを、経済的にも非常に厳しい状況にあって直せないで、町が変わって執行したということございまして、貸付金というわけではないと、いわゆる町がやりますと、そのかわり先取特権の登記をつけますよと、したがって3,000何百万でしたか、先取特権がついておると、いわゆるその財産を売買した場合ですね、向こうの土地になつとるわけですから、その町が3,000万円出して付加価値が上がった分、これは抵当権よりも優先して町がもらいますよという、そういう先取特権の内容でございます。一応、それをやりましてから、特に今のところ業者と交渉したという経過はございません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9番（井田義之） 決算書には上がってないんだと、上げる必要はないんだというのはわかりました。きょうまではそういう今、先行きがないと、財産の販売というのか、いろいろな動きもないということなんでしょうけれども、そしたら、今後ですね、これはもうこのまま、どういうのか、今の状態でいくと自動的に消滅してしても、登記上は先取特権がついておっても、何ら町としては打つ手だてはないということなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応、裁判といいますか、それをやって、そういう格好で和解をしたという状況でございますので、その業者と、例えばこういう状況なんでどうするんだということは、言っていっても、それは大丈夫だろうというふうに思っております。

ただ、このまま平行線でまいりまして、結局、先取特権という登記がつけてありますので、いわゆる財産を売ると、売ることにはできるようですけれども、買うもんがないですね、そんなものをね。町が先取特権の登記を外さない限りは、この膠着状態が続くと、こういうことになるのかというふうに思います。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9番（井田義之） そこで、私がわからないのは、当初、私は立てかえ払いみたいな格好で払うんだというような意味で理解しとった部分もあるんです。今の状態の中で、もうあれから何年になるんですか、あれ23号の台風のときですかいな、そやから16年からもう5年間になってくるわけですね。このままの状態ですら、どういったらええか、裁判所の決定もあつたり、いろいろなこともあるんですけども、もうあの金は決算にも出てこない、土地も決算にも出てこない、どこでどういふようになって、自動消滅になって、私が、野田川の出身の議員さん覚えておられる方もあるだろうし、町職の方でも覚えておられる人があると思うんですけども、何もわからんようになってしまふん違うかなと、もう向こうの相手さんも何かあやふやな状態だろうと思うんで、そういう自動消滅みたいなことが実際にあっていいのかどうか、行政として。一定の時期

に判断をして、一定の時期に整理をする必要があるのではないかというふうに思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

立てかえ払いということではないと、例えば危険な状態で直せといっても直さんと、だから裁判所の命令で町が代替執行をして、そして相手の持っている財産を差し押さえると、そういうようなやり方ではないということですね。いわゆる裁判で和解をして、先取特権の登記をつけますと、町がやりますと、こういうことでございます。ですから、向こうが、その財産を売買したい、何とかしたいと思えば町にお金を払っていただいて、先取特権の登記を消滅させると、そういうことをしなければだめだろうというふうに思っていますし。

それと、このまま、要するに向こうも払わない、町もなかなかできないということになれば、自然消滅的なことも考えられるということもあると思います。ですから、そこはもう一度専門家、弁護士等にも相談してみる必要があるのかなと、例えば、行政財産といいますか、現在、相手側の、いわゆる名義ですわね、しかし、時効の制度にも確かあるはずですわ。20年間専有した場合はですな、手に入れられるだとかいうような、そういう時効の制度ということもあると思いますので、どういう方法があるのか、一度、弁護士さんとも協議をさせてもらえたらというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員の質疑の最中ですがけれども、ここで休憩します。

午後1時30分再開します。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

井田議員の質疑を続行します。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、監査委員さんの指摘の中にも、ところどころ出ております滞納対策と不納欠損について、再度質問させていただきたいというふうに思います。

私もずっと質問させていただいておりますし、今定例会でも勢旗議員も小林議員も、みな多くの議員が、この問題については、赤松議員も質問をされました。ただ、従来の答弁から出るということは、進む経過の答弁がございません。特別徴収班でやっておるだとか、それから、税務課は忙しいというような答弁ばかりなんですけど、今のままの状態では、この本格的な対応策というのが期待できないように私自身は受けております。

例えば、宮津市の例ですけれども、これは去年の新聞ですけれども、財源確保の一環として、市税や使用料の滞納者への徴収対策強化を決めたと、支払い能力があるのに納めない市民に住宅明渡訴訟を実施するほか、預貯金や不動産差し押さえなど、従来の法的措置を強化する。それから今月中に担当係長による公金収納連絡会議を設置し、徴収時の基本的な対応などをまとめた滞納整理マニュアルの作成や、担当職員の研修を行うというふうに去年の新聞にも出ております。

副町長の答弁の中で、ちょっとうろ覚えで申しわけないんですけど、いわゆる裁判所ですか、何かの方にいろいろな研修をしておるとかいうような答弁があったように思います。今、全

庁舎を挙げた取り組みでなければならないというのが、いろいろな方からの質問にも出ておりましたけれども、職員の研修会、いわゆる滞納対策に対する、こういうことをしなければならないというような対策会議なり研修会というのが持たれておるのかどうか、まず最初にお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 各課をまたがります話でありますので、私の方から、せんだっての話の一部蒸し返しになるかもしれませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに未収金対策、従来から申し上げますように、一人税務課だけの問題じゃなくて、役場挙げての大きな課題であります。まして、財政が厳しいときに調定したお金はきちっと取り切ると、町民の方からいただくというのは非常に大事なことだろうというふうに思っております。そんな中で、税金の関係を中心に年度内2回、係長以上の職員を中心に特別徴収班を編成いたしましたして、未収金対策に取り組んでおります。それ以外に議員もご承知のように、例えば水道課でありますと、給水停止の処置までもって行って、独自で頑張っておりまして、その他の課につきましても、現在の職員体制の中で精いっぱい取り組んでおるものと理解は一応しておりますが、なかなか実行が上がらないということで、せんだって申しあげましたように、簡易裁判所の書記官の方にお越しいただきまして、裁判所の一定、簡易な手続を経て督促ができる、そういった制度がございますので、何百万という大口の債券ではなくて、数十万単位だったと思いますけれども、そういった簡便な制度があるようがございますので、役場挙げて、いわゆる公的な債券にかかわる課の職員を集めて、この間、勉強会をしたことがあります。ただ、そうはいいまして、役場が公金といいますか、各課かかわっておるんですけれども、中には税務課、そのほかの課もそうですが、いわゆる自力執行権、みずからで預貯金の調査をして、差し押さえをして、換価をして未収金に充てるという、そういった自力執行権がある課もありますし、それから、建設課の住宅の使用料のように、裁判所の方に訴え出て、そういった手続を踏まない自力執行権がないから債券が確保できないという、そういったものもございます。したがって、勉強会をして、その後、例えば、この間、話が出てましたけれども、各課にまたがる名寄せですね、例えば、私、堀口について税金が残っている、それから下水道も残っている、給食費も残っている、そういった、まず名寄せをきちっとして、それから、その裁判所の制度に乗っかって取り組めるものについては、各課で、また勉強をしまして、それを名寄せをして、その制度に乗っかるか、従来どおり各課で主体的に取り組むもの、それから自力執行権のあるもの、そういったものに、とりあえず整理をしていこうというところまでの議論はしております。

その後、ちょっとその勉強をした後の取り組みがおくっておりますけれども、従来そのままの各課職員の頑張りだけに期待するのでは、なかなかこれだけ経済状況が厳しい中で、町民の方の懐ぐあいも厳しいという中では、なかなか回収には結びつかない、北部の市や町の中には、課を超えた未収金対策専用の組織をつくらうかという話があるところもあるようですけれども、与謝野町の場合、そこまでの議論はしておりませんが、先ほど申しあげました裁判所の制度なんかもう少し研究をして、今のままでは、なかなか実行ある未収金対策が一步前へ進まないのではないかということで、私自身は危機感を持っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） せっかく勉強されて、今、副町長もその前、なかなか進んでいないということなのですが、これはもう、それこそ待ったなしで、従来の、年に一遍や二偏、集金に行っておったので、それでいいのかどうか。

それから、やっぱり税源移譲の問題のときにも、私、再三再四言わせていただきましたけれども、もっともっと、例えば民間なら毎月どころか、月に2回ぐらいは滞納整理のために集金に行くと、そうでなければ給料も払えないし、ボーナスは当然、払えないという状態があるわけですね、だから、その気持ちがなかなか、ないん違うかなと、そこで宮津市が、先ほど言いました、立ち上げておられる滞納整理マニュアルの作成、これについての検討はようになっておりますか。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私も、すべての課のマニュアルについて承知をいたしておりませんが、基本的には各課、マニュアル的なものを準備して未収金対応をしているんじゃないかと思いますが、全体の状況は、私自身は把握しておりません。申しわけございません。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、副町長の、しているのではないかと思いますけれども、これはあまりにも不穏当なというのか、不適切な発言ではないかというふうに私は思います。

それから、時間もありませんので、先に進みますけれども、それぞれの課によって、権限があるかないか動きやすいとか、動きにくいとかいうのがあると思うんですが、前にも申し上げましたけれども、北海道の羅臼町では、使用料の滞納者に対する処置条例というのをつくっておられます。これはずっと前に申し上げました。やはりそういうのもつくって対応をしていくとか、それから後は、前からいろいろな議員さんも言うておられますし、私自身も、そのことは何回も言いましたけれども、滞納収納員でも設けてやらないと、例えば、今年度でも713万円の不納欠損があります。去年は1,000万円超えております。こういう状態を、それから赤松議員が言われたように4億8,000万円ほどの未収金があるわけですね、これも不納欠損の予備軍です。もう検討するとか何とかという段階ではないん違うかなと、あとは共同徴収の問題もありますので、滞納分については、整理をしていただけるような方法が、そこで対策が講じられたと思うんですけれども、いわゆる未収が残るということは、滞納の予備軍です。これをしっかりと対処していただきたいと思うんですけれども、その専門員を設けるとか、条例をつくるとか、これについての考え方を何とかお願いしたいと思うんですけれども、この点について答弁をお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをさせていただきます。

言葉じりをつかまえて申し上げるわけじゃないんですが、未収と滞納という区分けは、私自身は一定の期限を過ぎて入ってこなかったものは未収であり、すなわち滞納であるというふうに考えておりますので、殊さら区分けはしてないんですけれども、確かに先ほども申し上げましたように、この間、合併以降、税務課についてもそうですし、職員総数として35名の職員を減らしております。そういう中でなかなか日々の仕事に忙殺をされておまして、未収金について、例えば議員がご指摘のように、月に2回、集金に回るであるとか、そういったことはなかなかいけてないのが実態だろうというふうに思っております。

そこで、実行ある未収金対策、その組織を確立するのが一番いいわけでありますが、先ほど申し上げましたように、現在のところは各課で頑張っており組んでいただいておりますという状況でございます。税につきましては、いよいよ共同化で取り組むことになるわけですが、そのほかの、いわゆる公金につきましては、じゃあどういった組織をつくって、どういった職員を配置して、あるいは民間の活力を活用してやるのかと、もう議論の段階、検討の段階ではないというお話でございますが、今のところ、この場で即、お答えするような案を持ち合わせておりません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 職員の問題につきましても、類似団体の職員の数までということは、類似団体では、もう既にそのことをやっておられる、その職員の中でやっておられるというようなこともあろうと思います。その辺は知恵を出しながらやっていただきたいなというふうに思います。この問題については、また介護保険のときにやらせていただきます。

そこで、赤松議員も検討するということが、なかなか進まないということがありました。これは、前にも何回か申し上げておりますが、高校生の教科書なのかどうか分かりませんが、国会のノウハウで、検討するとは検討するだけで実際に何もしないこと、配慮するとは机の上に積んで置く、努めるとは結果的には責任を取らないこと、十分とは時間をたっぷり稼ぎたいということ、前向きにというのは遠い将来にはなるかもしれないという、やや明るい希望を相手に持たせる言い方ということでは言わせていただいた経過があります。その後、そこそこやっていただいていたようですが、最近また、この高校生の教科書か副読本かに出ている状態がふえてきているんじゃないかと。

議長（森本敏軌） 井田議員、時間です。

9 番（井田義之） いうふうに思っております。最後に、このことを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

議長（森本敏軌） けさほどの赤松議員の質疑の答弁漏れについて、西原建設課長から答弁がありますので、これを受けます。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

午前中に赤松議員の中央線の上山田側の関係についてのご質問だったというふうに思っております。

まず、1点目の町道認定はいつ起きたのかということでございますけれども、調べますと昭和56年3月31日に中央線ということで認定をされているようでございます。このときには起点が上山田の石田の方からの起点になっておりまして、終点が三河内の土井根というところまでの部分が町道認定をされてるといった内容でございます。

それから、岩屋川から山田の方に向かって何筆、ほんなら買収がされておるんかというふうなご質問があったというふうに思っております。調べますと7筆でございます。ちょっと面積までは確認できませんでしたが、金額が1,956万6,000円程度、用地買収がなされているようでございます。すみません、失礼します。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず本案に対する反対意見の発言を許します。
ありませんね。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 次に本案に対する賛成意見の発言を許します。
家城議員。

6 番（家城 功） 私は平成20年度一般会計歳入歳出決算に対し、認定することに賛成の立場で討論いたします。

平成20年度は、アメリカ発金融破綻に端を発し、100年に一度と言われる世界的経済危機が叫ばれ、我が国においても輸出産業が大変強い影響を受け失業率も増大し、国民生活は不安感だけが先立つ年であったと思います。

当地域においても、依然低迷する地場産業の織物に加え、好調傾向にあった機械金属も原油価格の高騰や急激な自動車産業の落ち込みなどに影響を受け、一層冷え込みが増したのではないかと実感しております。このような厳しい状況下、当町においては合併3年目を迎え、第一次総合計画や行政改革大綱がまとめられ、さらなる一体感の醸成、また安心・安全のまちづくりに向けての努力が注がれるスタートが切れた年であったと思います。

しかしながら、一方では指定管理者のリフレッシュ丹後の破綻で、いまだ休止状態であるリフレカやの里の問題を初め、まだまだ課題も多く残った年ではなかったのではないのでしょうか。賛成の理由といたしましては、そういった中で平成20年度の一般会計は100億5,231万8,000円の予算執行がされ、実質収支は1億6,521万7,000円の黒字を維持した決算となっております。

歳入面では、地方交付税の交付がふえ、旧3町ベースに確保できたことを初め、依存財源、自主財源の確保に最大の努力がされた後が随所に見られます。

歳出では、ハード面では町民待望の町営バス運行や有線テレビ各町事業にも着手されましたし、阿蘇シーサイドパーク整備事業、地域福祉空間整備事業、また、自然循環型農業の定着や、明石香河線道路改良、小学校施設等の耐震補強事業などの継続事業も実施されました。

ソフト面では、生徒・児童の医療費無料化を初めとする子育て支援や、障害者自立支援事業、健康診断の実施、普及、また街灯、防犯灯の維持管理、公民館活動の推進、自治区活動への助成などが図られ、積極的に町民の暮らしや健康を守る施策が実施されました。

また、指数で見ますと、人件費については19.9%、経常収支比率につきましては94.8%で、わずかではございますが改善しており、計画基礎づくりの年として着実な前進があったと評価いたしております。

以上の観点から賛成するものでございます。

また、本審議での指摘や提案を今後の政策に大いに生かされ、地域が、また町民の皆さんが心豊かに安全で安心できる生活ができるまちづくりをされますことを期待し、賛成の討論とさせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに討論ありませんか。

畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） 畠山伸枝です。私は日本共産党与謝野町議員団を代表しまして、2008年度一般会計決算の認定に対する賛成の討論を行います。

2008年度与謝野町当初予算は、自公政権のもとでつくられました。そのために国の三位一体改革を初め、各分野での構造改革の影響を受けており、住民にとって雇用破壊による収入源や社会保障、セーフティネットの崩壊が進み、その内容や制約を強いられた予算でした。ですから当初の政府予算では、社会保障予算2,200億円の削減や、地域経済の主役である中小企業の対策予算では0.37%にまで削減されてしまいました。

2007年の参議院選挙での地方の反乱への対策として、地方財源対策でも一部手直しをされ、4,000億円が増額されたものの、地方交付税の削減路線は継承され、その配分は集中改革プランの策定が前提条件となっていたのです。こうしたもとの地方自治体の財政運営は引き続き厳しい運営を余儀なくされたことは明らかです。

さて、与謝野町の状況につきましては、依然として住民の暮らしと営業は大変深刻な事態に立たされており、しかも行政改革大綱の目標が示されるなど、厳しい財政状況にあります。昨年度決算は、厳しい財政のもとで総合計画と行政改革大綱、そして太田町長のマニフェストを本格的に実施に移されたものとなっています。

町営バスひまわりの運行事業を初め、どこでも安心プラン事業の推進、妊産婦への無料検診事業を3回から5回へ拡充、地デジ対応として加悦有線テレビのネットワークを全町内に広げるKYT拡張事業の推進、お年寄り世帯などへの大型ごみの回収事業の開始、多重債務の相談事業、有害鳥獣対策の拡充、保育料の見直しなど、多くの住民の願いや暮らしの要求、期待にこたえたもので、大きく評価できるものであります。

特に与謝野町の場合、水洗化事業に続き学校の耐震・改修事業、KYT拡張事業や、また、ことしに入りましては民間の住宅改修への助成事業の創設など、長引く不況のもとで仕事がない地元、町内業者にとって仕事づくりとして大きな激励になっていることも指摘をしておきたいと思っております。

この一方で、合併後3年半を経過した与謝野町政にとって、個性と特色ある旧3町の歴史的な違いや行政運営などの違いが、まだまだ根深く残っており、これからも調整の時間がかかりますが、この積極的なよい面、まさに旧町のよさを前向きに生かすことが強く求められていると考えています。こうした中での与謝野町政にとって、少なくない課題が山積しております。

その一つ目は、貧困と格差、地域間格差が広がる中、就学援助制度や暮らしの資金、介護保険料、水道料金など、特に低所得者層対策、社会的弱者対策の抜本的な改善が強く期待されています。

二つ目は、深刻な地域経済の対策です。これは商工会など関係団体との連携、協議を深め、雇用創出や地域循環型持続可能なまちづくりを目指し、まちづくりの主役は地元業者や農家だという視点を持ち、緊急対策と同時に中小企業振興条例や長期的ビジョンをつくり、行政の指導性を発揮され、取り組んでいただきたいと思っております。

三つ目は、合併協議会でも位置づけられた地域協議会の課題です。その中心的なねらいは、新しい時代の自治体としての自立と、まちづくりに欠かせない住民参画、自立を促進することであ

り、住民みんなで助け合い、支え合うコミュニティ組織をつくり育てることが大切です。これが最も重要な課題であり、外からの強制ではなく、また自然成長に任せるのでもなく、みんなで作る総合計画の基本方向に向かって協議を深め、ともにつくっていくことが大切だと考えます。

そして、その執行部隊の最前線を担い、中核的な調整役でもある、職員集団の役割も、まちづくりの上でのパートナーシップとして鮮明に位置づけ、しっかりと将来像への認識を共有し、信頼関係を構築していくことが極めて重要だと考えます。

四つ目に、地方財政の問題です。現在の深刻な金融、経済不況のもとで新しい政権が地方財政対策に、どう向き合うのか、国民は大きな期待と不安を持っています。そうしたもとで長期的な視野に立ち、不要普及、むだな事業の見直しを行うことはもちろん、合併特例債などの起債の発行に依存することなく、最大限抑えつつ、住民の暮らしを守ることを最優先にして、最大限努力をすべきだと思います。

五つ目、大問題になっている後期高齢者医療制度や、税務の共同化事業などについても、主権は国民と市町村であるという立場に立ち、十分な情報公開と説明責任、人権の尊重やプライバシーの保護など、丁寧な対応を貫いていただくことです。

さきの総選挙で、構造改革路線を続けてきた自公政権が厳しい国民的な批判を浴び、歴史的な大敗北をし、民主党中心の新しい政権が誕生しました。そうしたもとで、今の地方自治体を取りまく情勢は新しい政権に大きな国民の期待が全国の自治体からも高まっています。この新しい政権が疲弊した地方をどう支援するのか、どう立て直すのか注目されています。一方で、民主党のマニフェストにある道州制を査定に入れた動きがどうなるのか、基幹産業である農業に壊滅的な大打撃を与えるFTA、日米自由貿易交渉の問題はどうなるのかという大きな不安、懸念の声が全国から上がっています。よって、長きにわたる自民党政治は終えんしたわけですけれども、今後の町政運営も期待と不安がある中で、町民生活を守る行財政運営を行っていただくよう強く期待するものです。太田町政の管理職集団が町民と町財政を守る立場に立って奮闘するとともに、このすばらしい与謝野町を守り発展させるために、国や府に対し言うべきことははっきり主張していただくことが極めて重要だと考えています。

最後になりましたが、新しいまちづくりを目指す与謝野町を取り巻く情勢も決して容易ではなく、その課題も山積しています。また住民の中に、まだまだ合併への期待と根強い不安もあります。これにこたえていただくためにも町民の苦しみや痛みを共有して、住民の声をしっかり聞くという立場を貫くとともに、町民の潜在的な力、行政参画のエネルギーを信頼し、町、理事者、管理職の皆さんが全職員の英知を集め、その先頭に立って住民を守る防波堤としての役割を發揮していただきたいと考えております。

以上をもちまして、日本共産党議員団の賛成討論といたします。

議長（森本敏軌） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第130号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これより、特別会計の審議に入ります。

10分間2回ということになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第2 議案第131号 平成20年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、簡易水道の決算について、特に国からの補助金や交付税算入等々の問題について、質問をいたします。

決算の資料でも、一般会計からの繰入金6,250万円、あるいは国からの補助金等々が入っております。これは上水道とは違う簡易水道特有の制度に基づいた予算配分ということだと思っておりますが、なぜこういうことがされているのか、その点について水道課長に、まずお聞きします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

ご承知のように、上水道と簡易水道、それぞれにつきましては、給水人口で違いがございます。上水道につきましては、給水人口が5,000人を超えるものについては上水道、5,000人以下については簡易水道ということになります。したがって、水道事業の経営上、国の方の考え方といたしましては、5,000人を超える水道であれば使用料のみで自立して経営ができるという解釈になっておりますし、簡易水道の場合につきましては自立した経営ができないということがあるだろうということで、国の補助金、もしくは交付税措置というものがあるということになります。以上です。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 大事なことは、今、言われた、自立した経営をすれば、いわゆる効率の悪い、今言われた簡易水道はですね、水道料金をかなり上げなければならないと、上げればできるということで、いわゆる水道法等々で、法律やいろいろな政令等々で水については、安全な水を安定的に供給すると、しかも安く供給するということが、そういう責任があるということで明確にされていて、行政とすればそれに基づいて運営しなければならない。だから、できるだけ安くしなければならないと。しかし、できるだけ安くということを、それぞればらばらでやっていると、水道料金にかなり格差が生まれると、格差は是正しなければならないということが明確にうたってあるというふうに思っています。その格差を是正する方法として、今言われた効率の悪い簡水については、いろいろな形での財政支援があるというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょう。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

ただいま野村議員おっしゃるとおりでございます。まず、国の補助金につきましては、財政規模にもよりますけれども、補助対象事業費の4分の1ないし3分の1の補助金がつきます。それから、交付税措置につきましては、簡易水道の給水人口による密度補正という交付税と、それから、それにかねてきた形で公債費の、独自のちょっと計算方法がありますが、最終的には公債費の4分の1相当額という形での交付税措置が受けられるということでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） その上に立って、決算書の349ページに国庫補助金ということで、それぞれの事業に対する金額が載っています。一方で、支出の方で町が行った事業が359ページの工事請負費で5億円を超える事業費が上がっています。先ほど言われた3分の1から4分の1という点で見ても、この補助金はちょっと少ないように思うんですが、これに対象にならない事業等々が、やっぱりかなりあるというふうに理解したらいいのか、現実には、そういう補助金が入ってきているのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

例えば、浄水場を建設するという場合につきましては、今の従来の浄水場の規模、あるいは上水の方法等が影響してきます。それぞれの施設の中にある設備の耐用年数であるとか、それから水量の問題がありまして、全工事費、事業費の、先ほど申し上げました3分の1とか、4分の1という補助率がかかるものではないと、あくまでも従前の施設をもとに、その中で耐用年数が過ぎたものであるとか、それから人口に見合ったもの、部分については補助対象になりますが、例えば、その施設の造成、それから、例えばフェンスを張ったりだとか、舗装したりだとか、そういったものについては補助対象にはなっておりません。そのようなことで決算書に記載してある補助金の額が、おっしゃるとおり、かなり総事業費について比べてみると少ないというような状況になっております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 簡水と上水の統合の時期までに、できるだけ施設を、必要な修繕は終わるということで計画が進められています。したがって、今、指摘した有利な補助金がもらえるという点を考えて、いわゆる無理な工事を進めていると、もう少し工夫すれば補助金がもらえるけれども、その時期までにしなければならないので、無理に工事を進めている部分というのはありませんか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 私の方としては、無理な工事を進めているつもりはございません。

ただ、例えば統合、今度、加悦につきましては、四つの簡水を統合するというようなことをやっておりますが、その場合については、今までと水源も変わってきますし、規模も変わってくるというようなことから、結果として補助率が若干下がるというようなこともあります。28年度統合に向けて、どうしてもやはり効率的に事業を進めていかざるを得ないということから、若干補助率が下がってもやむを得ないところもあるのかなというふうな思いでおります。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど言いました安全な水を安定的に供給するという意味で、必要な統合というのは図っていかねばならないと思います。しかし、上水と簡水を統合するために、いわゆる

健全な経営を考えれば補助金対象の事業としてやるべきところを、そうでない形で事業がもし進められるとすれば、今言った、より安い料金で供給するということが保証されなくなる可能性があるというふうに思っています。十分その点は配慮していただく必要があるのではないかと考えています。それは、先ほど言いましたように、できるだけ格差を是正するという現状のやり方こそが、本来あるべき姿で、いわゆる上水と簡水を統合して効率を、全体としては落ちるということがわかっているのに、無理やりこういうことを、どこでも統合していくと、上から統合を決めていくというやり方は、これはおかしいのではないかと、新しい宣言で、これもぜひ見直していただく必要があるというふうに私は思っています。それはどうなる、全然まだ何も出てきていませんので、無理な話なのかもしれませんが、そういう点も視野に入れてですね、やはりまず健全な効率的な運営で、水道料金が上がらないような運営に努力していただく必要があるというふうに思っていますので、その点は指摘しておきます。

次に、交付税算入分についてお聞きします。先ほど交付税算入の話もされました。その関係で、改めて20年度に交付税として上がっているのが6,250万円、その内訳として人口と、それから公債費の一定額ということがあると思っていますが、その額が幾らで、幾らというのは全額入っていないので、6,250万円が入った分です。一般会計から入った分ですが、本来、受け取るべき額の総額と、それぞれ試算した内訳というのは幾らになっているのでしょうか、前回補正でもちょっとご答弁いただいたんですが、再度確認しておきます。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

平成20年度の簡易水道にかかわる交付税といたしましては1億8,214万6,000円でございます。そのうち公債費見合いの額につきましては、先日の答弁で8,000万円というような数字を申し上げましたが、私ちょっと計算を間違えておりまして、正式には5,026万2,000円ということでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） つまり残りの1億3,000万円ほどが人口分として交付税算入されているということになると思います。

そこで、企画財政課長にお聞きをいたします。交付税算入された分は、一般会計に入って、その先の会計にいくということで、簡易水道会計には一般会計からの繰り入れがされているというふうに理解しています。基本的な考え方として、例えば学校の運営についても先日、調べていただいた資料を見ますと、交付税算入分でほとんど運営がされていると、橋立中学校については交付税算入分を超えそうだという話もありましたし、消防についても常備消防が、もう既に交付税算入を超えて運営費がふえていっていると、どうするかという議論をちょっと前にしたこともあります。

基本的に、そういう意味では会計が別になっているだけで、それらを合わせて水道料金が設定され、水道会計が運営されるというのは当然なことだろうというふうに思っています。起債の、さきの一般会計でも指摘しましたが、公債費の返済に対する交付税措置というのも入っていますが、それが入ってくることがおかしいとか、そういうことにはならないだろうと、それらを含めて一般会計なら、その中で運営するのが適正な自治体の運営だろうというふうに思っています。

簡易水道でも公債費に対する交付税算入分が5,000万円ちょっとあるというふうに言われていましたが、それらを含めて運営されるのが適正だろうというふうに考えていますが、基本的な考え方ですよ。それについての企画財政課長のお考えをお聞きします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応、基本的な考え方と、これは与謝野町の予算編成上の基本的な考え方といたしましては、交付税に算定される公債費、いわゆる借金返しの分でございますけれども、これについては全額はき出していこうと。それから予算編成をしていって、さらに不足する額については、一般会計から繰り出しをしようと、こういう方針がやらせていただいております。

交付税の話をしかけますと、これも非常にややこしくなってくるんですけども、その交付税というものは人口何人ぐらいの町だったら、大体この程度の標準財政規模だと、日本全国どこでも標準的な行政運営を受けようと思えば、これぐらいの額が要るだろうということを算定するわけですけども、じゃあその算定に基づいて、すべてやらなきゃならないという話になると、もう特定財源です、これ。一般財源という考え方じゃないですね。だから、交付税そのものは一般財源です。だから、これに算入されているとおりにやれという話になると、これ例えばの話ですけども、消防団員報酬なんて交付税で算定されているものは非常に低いです。しかし、与謝野町の場合は算定に比べて高いと、しかし、それを直すとかいう話になると、そうでもない。やはり消防団員の働きぶりでしたら、まだ安いぐらいだと、もっと上げたいという気持ちなるだろうというふうに思いますし。

それから、交付税で算定をされていない経費でも、与謝野町の独自のサービス施策として実施している分もあるということですね。だから、その点をトータルして考えていって、今、簡易水道に出せる繰出金というものは、この程度しか出せれないというのが現実だということです。ですから、先ほど、一般会計ときに経常収支比率の議論もいたしまして、交付税を含めた与謝野町の経常一般財源収入が68億9,800万円、約69億円です。そのうちの94.8%、これが固定経費です、経常収支比率。ですから、これ以上、簡易水道特別会計の繰出金を捻出しようと思えば、いわゆる残った5.1円から何千万というお金を捻出するか、あるいは今やっておる固定経費、これを削減するか、どちらかの方法しかないということになってくるわけです。ですから、現状の、今の財政状況では、その交付税算定額どおり水道へ繰り出しができないという状況でございます。そういう状況をご説明したいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次に質問しようと思ったことに対して答弁をいただきましたので、ちょっと段取りがくるっておりますが。基本的なあり方について確認を求めました。交付税というものが一般会計から簡易水道会計に入っているわけですけども、これが入ること自身はおかしいことかどうかという意味で、ほかの事業についても交付税100%で橋立中学校などを運営しとるわけですが、入ってきたもんで、全部入れて。そういう交付税が入ってくることが、入れることがおかしいという、それなしに運営すべきだという話もあるわけですけども、そういうことにはならないのではないかと、本来、そういうものも含めて、先ほど言いました補助金や交付税算入分を含めて適正に運営することによって、安全な水を安定供給し、より安い水を供給するという、国

から求められている課題を執行できるのではないかと、そういう考えに基づいて国の方からきてるお金ではないかということについて、基本的な考えをお聞きしたわけですが、もう一度お願いします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 質問に対して、出過ぎた答弁をいたしまして申しわけございません。

基本的に、先ほど吉田水道課長が説明しましたように、やはり日本全国いろいろな市町村があるわけです。給水人口の関係で上水道で運営できるところもあるでしょう。しかし、非常に田舎が多いわけですから、そういう中で一本で独立採算で運営しろと言われても、土台無理なことがあるわけですね。ですから、そういう意味で交付税で簡易水道の運営費を算定して、交付税に算入していただけるということは、これは当然だろうというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 予定くるって時間ありませんが、1億8,000万円の見積もられる額に対して、現実には6,250万円というのは、余りにも少ないだろうと、先ほど言われたように運営するために必要な分しか入っていないと、これについてはですね、考えを変える必要があるのではないかと、さきに示しましたように基金が積み上がって12億円まできている、そういう中でも10万円も20万円もふやせないということにはならない。結局、それが適正な運営ということでの繰り入れるべきものというのが最優先されていない、運営できるだけしか入れないというところで、こういう状況になっているのではないかと。少なくともその発想は変えるべきではないかと、1億8,000万円全部入っているとは思えませんので、今までの国の運営では、そういう部分の見直しぐらいはしてですね、余裕ができたときには水道会計に入れなければ、ふやさなければならぬという、そういう財政運営は必要ではないかと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

特に簡易水道特別会計につきましては、平成28年の統合に向けて、現在、お金がいるときでございます。ですから、できる努力はさせていただこうというふうに思っておりますし、それから、どういうんですか、合併特例債、統合に伴う事業については、一般会計で合併特例債を借りて、その部分を簡易水道に繰り出しをすると、そうしますと簡易水道は、借金はないわけ、合併特例債を一般会計で受けますね、だから、そういうような検討も、今させていただいております、全額繰り入れるということについては、先ほど出過ぎた答弁でちょっと言いましたけれども、いろいろな事情があつて難しいというふうに思っております。できる努力はさせていただきたいというふうに思っております。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

休憩します。45分再開します。

（休憩 午後 2時25分）

（再開 午後 2時45分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を続行します。

質疑ありませんか。

糸井議員。

1 0 番 (糸井満雄) それでは、簡水につきまして、2点ばかりお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、少し気になる場所なんですけれども、簡易水道の設置条例を見ますと、各簡易水道の給水人口と一日の給水量が示されておりますけれども、これは最大の給水量を示したものでしょうか、これ書いてないんでね、これは一日の給水量は別表のとおりということで、最大の給水量はどういうことになつてくるんでしょうか。

議 長 (森本敏軌) 吉田水道課長。

水道課長 (吉田達雄) お答えいたします。

糸井議員おっしゃるとおり、給水条例には計画給水量ということで、最大給水量とは書いてございません。したがって、施設でつくれる最大の能力という形での表示でございます。上水や何かですと、一日最大給水量という形で条例上お示しをしておりますが、それとは若干ちょっと意味が違うということでございます。

各簡易水道の最大給水量ということになりますと、実績での数値をご報告申し上げるということになります、必要でしょうか。

1 0 番 (糸井満雄) ならよろしいわ。

水道課長 (吉田達雄) 以上です。

議 長 (森本敏軌) 糸井議員。

1 0 番 (糸井満雄) 今、聞きますと、これが一日給水量はですね、条例で示しておるのは計画水量という理解でよろしいわけですか。といいますと、大体、これが普通一般の給水量というふうに理解をするわけですけれども、日量の。ということは、私この決算書を見まして、その中の香河水道は年間の配水量が20年度は2万2,664なんです。これを1年間の日数で割りかえしてみますと、一日の配水量は62リューベになるわけです。条例では63リューベです、1リューベの差しかないわけなんで、これで安定供給ができるのかなという、私はちょっと疑問を持ったわけですけれども、その辺はどうでしょう。

議 長 (森本敏軌) 吉田水道課長。

水道課長 (吉田達雄) お答えいたします。

確かに計画給水量としては63トンということで、今、ご指摘がありましたように、実績を割り戻しますと62トンということで、ぎりぎりというか、そういう状況にございます。実際の実績の中で、日最大給水量は63トンを上回っているときもあります。これにつきましては、能力としては、そうなんです、配水池がございまして、配水池で貯水している水でもって、その能力の差をカバーしているというのが実態でございます。

したがって、これで安定給水と言えるのかという問題ですが、今現在のところ、それで危機的状況に陥ったことはないんです。いわゆる浄水場と配水池でもってバランスを取りながら安定的に供給ができていくということでございます。

議 長 (森本敏軌) 糸井議員。

1 0 番 (糸井満雄) この数字を見たらちょっと心配になったものでね、これは安定的に供給がされる

んだったら、できるんだったら、私はもうそれでいいというふうに思いますけれども、1リューベの、1トンの差でございますので、大変危ないなという気がいたしましたので質問をさせていただきます。

それから次に、ちょっと質問を変えますが、供給単価ですね、ここに示しておられますように176円3銭ですか、それから供給単価が210円62銭、差が34円59銭ということになっております。これは端的に、単純に言いますと収益的に見ますと、1リューベで34円59銭の赤字というふうに言えるのではないかなというふうに思うわけですが、そうしますと、単純に計算いたしますと、年間有収水量が180万4,327リューベでございますので、単純計算いたしますと、6,241万1,671円の赤字と、収益的にです、そういう計算になるんですけれども、それで、その中から手数料だとか雑収入がありますので、それが3,600万円ほどありますので、それを差し引きしましても2,566万4,000円の赤字というふうに、収益的にはなると思うんですけれども、その認識で間違いありませんか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

おっしゃいますように、供給単価が給水原価を大きく下回っているという状況でございます。これをおっしゃるように端的に見ますと赤字ということになりますが、簡易水道の場合につきましては、先ほどからちょっと問題になっております一般会計の繰入金がございますので、その分で埋めさせていただきます、この差額を埋めているということでございます。したがって、赤字という形にはならないということです。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 私は、そのことは承知しておりますけれども、収益的にそうなるんですかということをお聞きしております。ということでは、私が心配しておりますのは、今はいいですよ、一般会計からもほり込みますし、それから国からの補助金もありますし、それから繰越金もあるわけですから、それでいいわけですが、28年度は上水と簡水と一緒にせないかんわけですよ。ですから、今考えておる、この収益的な収支が、ずっと28年までいくわけですよ、そうでしょう。ですから、この間ね、上水では条例改正されて1,500円になりました。28年度は黒字になるというふうに言われております。簡水でいきますと、これ赤字ままだが続くということですよ、28年まで。そのときに、統合するときに、私は、また混乱が起きるといふふうに思うわけですよ。ですから、そこら辺を含めて、今の時点から計画的に、どういうふうな統合をするんだということがね、私は示す必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

ですから、今すぐでなくてもいいんですけれども、例えば、その上水と簡水ですね、いわゆる統合の、上水の検討委員会だとか、そういったものも今から持っても、私は早くないんではないかというふうに思うわけですよ。ですから、今、私が質問しましたように2,500万円ほどの赤字が、ずっと続いていくわけですよ。ですけど28年になったら、いわゆる一般会計だとか、それから交付金ありますけれども。それから、国の補助金だとか、そういったものは一切なくなるわけですよ、そのかわり公債費というのが、いわゆる資本的支出の方に入りますので、若干の計算のあれは違いますよ。だけど収益的には、やっぱりあれが入ってくるでしょう、利子も入ってきますし、それから減価償却も入ってきますので、そういったものの計算していかんとちょっとわ

かりませんけれども、単純に考えて、今の収益的に2, 500万円の赤字が続いていくということが、私は言えるのではないかなというふうに思います。ですから、28年度の上水と簡水のスムーズな統合のためにね、私は今から、そこら辺のことはきちっとシミュレーションを描いていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

まさに糸井議員さんのおっしゃるとおりでございますので、今後、スムーズな、28年度の統合に向けて、どういった形で財政的な部分を含め、やっていったらいいかということについては、検討していきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 一つよろしくお願ひしたいと思います。

私が言うのは、やっぱり上水と簡水の収益的なものは大体、同じぐらいのレベルにしておくと、そのときにまた、大変な問題が起るんじゃないかということで心配をいたしておりますので、今のうちから、そういった対策を講じていただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑はありませんか。

谷口議員。

14番（谷口忠弘） それでは、簡易水道の決算に当たりまして、1点だけちょっと質問をさせていただきます。

私の質問は、加悦の簡易水道の四つを一つにする統合の問題であります。この問題は地元の地権者の方や農事組合さんとの十分な話し合いがなされた経緯があると思うんですけれども、当初、一番最初に考えておられた予定地がだめになり、変更したように聞いておりますけれども、そういう意味で、立地については白紙の状態に戻ったのかなというぐあいに思っておりますけれども、上水道、簡易水道の統合の問題もありますし、この問題につきまして、その後の進捗状況がですね、どうなっておるのか、まず、その点についてお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

加悦の上水への統合に向けての整備についてですが、現在、浄水場の建設用地について交渉中が継続しております。6月定例会の繰越明許の説明で浄水場の建設の予定地につきまして、農事組合の方から農地水環境保全向上対策事業の該当地であることから、農事組合としては申し合わせにより開発の認めていない場所だということで、当初の予定地については、だめだということでした。6月にも説明させていただきましたが、もとの第1候補地ということにはあえてさせてもらいますと、その土地所有者の方からはお断りがありまして、新たに町の予定地というか、候補地を掲げさせていただいています。

実は、2月にさかのぼって、かなりあれなんですけど、2月に新しい農事組合の役員さんのもとで、私どもも出席させていただきました。新しい候補地の提案をさせていただいております。たまたま、そのときに農事組合さんの方も、地元として、ここはどうだという予定地を上げていただきました。その説明会の段階では、それぞれ出した候補地について、双方で、それぞれ検討するというので、そのときは散会をいたしております。後日、これも3月に入ってからですが、

私どもの方としては農事組合さんから提案がございました候補地につきましての検討結果を、農事組合長さんの方に報告をさせていただきました。その報告内容といたしましては、もろもろの事情、一つ一つ説明をさせていただきながら農事組合さんの方の候補地については断念をさせてほしいということで、町の提案地について、再度、農事組合でご協議をいただきたいということでお願いをしましたところ、4月になって農事組合長さんの方から、予定しとる井戸も含めて農事組合の方では了解をしたので、町の予定地で事業を進めていただいたら結構ですよというご返事をいただいたわけです。それを受けまして、町としては、翌日から土地の所有者さん、それから、そこ小作等が入っておいりましたので、それらの方にお話に行きまして、その後、用地買収費も含めて、すべて了解をいただいていたという状況になっておりました。ところが5月になって組合の中で、いわゆる農事組合の中で、どうもこの話を聞いていない、報告を受けていないというようなお話が内部から出てきておったようで、組合長の方から、事業をちょっととめてほしいというような申し入れがありました。

事情を聞きますと、組合員に周知徹底ができてないというようなことだったようでございまして、そうなら早く組合員さんに周知してほしいというお願いをさせていただいておりました。しかしながら、次に組合長からご連絡をいただいたのは、町の予定地じゃなく、農事組合の方が提案した候補地で進めてくださいというような内容に大きく話が変わっておりまして、その後、私どもの方も、何回も、一たん了解をいただいたのにどうしてですかというようなことも含めて話し合をさせていただきましたが、最終的に、いろいろやりとりをして、その農事組合としての決議というような形で、私どもの方に報告があった内容につきましては、浄水場の建設はもとより、井戸も含め水道施設については一切認めないというような話になりまして、私どもとしても到底、これは納得ができるような話ではございません。

したがいまして、今現在、その・・・についての、どういうことで、そういうふうになるのか、その辺について話し合いをさせていただいているところでございます。

また、町の方がご協力をお願いしておりました土地の所有者さんにつきましても、この件については納得をされておられません。したがいまして、農事組合さんとも役員さんレベルですが、土地の所有者さん、お出会いされて、何でもこういうふうなことになるのかについて、いろいろと所有者さんの方も組合の方とお話をされているというようなことでございます。

町の方としましても、区長さんも、もう既にご承知ですというか、私どもの方、逐一報告をしておりますので、区長さんとも一緒になって、今後どういうふうな形で進めていくかについて、現在、次の、どういうふうな進め方をしたらいいかということを考えているという、そういったところでございます。以上です。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

- 1 4 番（谷口忠弘） 話の経過は、今、十分にお伺いさせていただきましたけれども、ちょっと私は聞いている中では、2月にお互いの新しい提案を出し合ったというようなことで、地元の方からも、こういう形で、場所はこういうところでやってほしいというような提案があったと。そのときに町の判断としては、持って帰って十分検討させてもらおうと、こういうようなお返事をもらっておったと、その後、それは言葉のニュアンスだと思うんですけども、受けとめ側としては、何とかそちらの方でやっていただけるのではないかなという感触、そら向こうの感触ですから何とも

言いようがないかも知れませんが、そういうようなこともちょっと私も聞いておりました、先ほど4月の時点で、きちっとした返事をされたと、こういうぐあいにおっしゃられてましたけれども、そのことがちょっと話の食い違いがあるようでございまして、それ以前も、少しそういう気持ちを持ちながら進んでおられたようなこともちょっと聞いております。

もう少しですね、十分に、これこれ、こういう理由で提案いただいているところについては、いささか問題があるというような形できちっとお伝えをできたのかどうか、5月の時点で。もう一回、その点についてお尋ねをしたいというぐあいに思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 私どもの方としましては、2月の説明会の段階で、それぞれの候補地について、持ち帰り検討をしましょうということになっておりまして、そのご返事につきましては、農事組合長さんのところへ報告したらよろしいかということで、それで結構ですという内容でしたので、その検討結果につきましては、農事組合長さんの方に持っていっております。それについて、農事組合長さんの方は、わかりましたということで、その後の町の候補地についての地元の方のご返事をとというか、協議をお願いしたいと、組合の方で。それについて、私の方は待っていますという形をとったんです。

例えば、これは想像の話ですが、農事組合の方で、町からこういう返事がきたでどうしようというような話が、私どももあったものだと解釈しておりますし、もし、その時点で内容的に、例えば不明の部分だとか、もう少し町の方から説明を聞きたいというようなことがあったら、それは町の方へお話が来ていたと思うんです。そういうのが全くなかったものですから、連絡をいただいたのは、町の予定地で進めてくださいという内容でしたので、私の方は十分ご理解がいただけたものだという解釈をさせていただいたものでございます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口忠弘） だんだんだんだんですね、糸がもつれるような状態の話になってくるんですけども、農事組合長さんが窓口だというのはよくわかるんですけども、もう少し掘り下げて、説明責任といいますか、その辺のところをもう少し末端まで行き届くような努力を、行政もしておくべきではなかったかなと、今さらになってちょっと私は思うんですけども、窓口が農事組合長と言うようなことで、農事組合長任せにするより、ぜひそういう労苦も一役買っていただければ、もう少し話がスムーズに伝わったのではないかなというぐあいに思います。

それと、28年度に向けて、上水道と簡易水道の統合の問題もございまして、現在、このような状況で、一体、これが間に合うのかどうか、まだ、全然平行線のままで、話が前へ進んでないというようなことなのかどうか、今後の見通しといいますか、スケジュールといいますか、その辺についてお尋ねをしたいというぐあいに思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

おっしゃいますように、この状況のまま放置というわけにはいきませんので、私どもとしましては、できれば年内には方向づけをさせていただきたいという思いではおります。

今、ご指摘をいただきましたように、もう少し掘り下げた形でということについては、今、私どもの方も考えております。といいますのは当然、今、農事組合の組合員さんもそうかと思いま

すし、私の方も組合員さんから、いろいろお話を聞かせていただく中で、かなりの疑問点が出てきています。それ具体的には、ちょっと申し上げませんが、双方の、もう少し踏み込んだ理解という部分では、ぜひともそういう場を、今後、設けていかざるを得ないと思っていますし、その席には、やはり区長さんも含めてという形で考えております。何とか年内には方向づけをさせていただきたいという状況です。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口忠弘） ぜひ、そういったご努力をお願いしまして、十分話し合っていて了解のもと、お互いが納得できるような形で、この話が終結するように、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。
上山議員。

3 番（上山光正） 二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず、水道課の職員数、この内訳について上水と簡水の、まず、お尋ねをしておきたいというふうに思ひます。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

現在、水道課は、私を含めて11名おります。そのうち4名が上水、それから7名が簡易水道ということになっております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると管理職は課長だけですね。そうですね。これは水道事業会計で申し上げなあかんのかなと思ひますが、さわりだけちょっと言うときますと。この簡易水道の特別会計、これの職員数は今おっしゃったように、簡易水道が7名、それから上水道が4名、これでお世話になつとるわけですが、この給与、あるいは管理者手当、これが管理者手当は、どちらの会計からお支払いになつとるんですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

ちょっとすみません。先ほど私、今年度のお話を申し上げておひまして、20年度は。

3 番（上山光正） そのおっしゃったとおひですよ。

水道課長（吉田達雄） 4名は4名ですね。

3 番（上山光正） 20年度は4名と7名になっています。

水道課長（吉田達雄） すみません、何度も。

管理職は、20年度は前課長と私でござひまして、前課長が上水道の方の管理職手当になっておひまして、簡易水道の方に、私の方の管理職手当ということござひます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、20年度の管理職手当が、26万9,892円が簡易水道、それから上水道の方が37万4,148円、これで間違ひないですね。また、これは水道会計のときに申し上げたいというふうに思ひます。そこで、有収率についてお尋ねをするわけですが、各浄水場の系統別では、資料の173ページに記載してあります。したがって、このとおひなんです、

この20年度におきまして、加悦水道が有収率がダウンしておりますね。同じく奥滝、それから、先ほど糸井議員さんがおっしゃった香河、それに三河内、岩屋、市場、山田、石川と、9施設が、この有収率がかなり落ちていると、それで今後、これをどのように上げていかれるか、また、それと、何がこれだけ有収率が落ちているのかということ、その原因について、どこにあるかお尋ねしておきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

資料の173ページでございますが、ここに各簡易水道の有収率について記載をさせていただいております。この有収率の問題ですが、前々からいろいろとご指摘を受けておりまして、いろいろ私の方としても検討というか、考えてまいりました。

その中で大きな問題としては、やはり水道管の破損による漏水ということがございますが、それとは別に、まず、この水量を基本的に、いかに的確にとらまえるかという問題にちょっと今回、着目をしました。といいますのが、有収率についてはご承知のように、年間の総有収水量を、年間の総配水量で割って求めて、100に近ければ近いほどいいということになるわけですが、この水量は、まず有収水量につきましては、各使用者さんのメーターの数値の総合計ということでございます。しかしながら配水量につきましては、配水池から出る水の量を配水流量計なるもので測定をしているということです。しかし、この配水流量計につきましては、現在、与謝野町で使っておりますのは、電磁流量計、ウォルトマン流量計、タービン流量計という3種類がございます。そのうちのウォルトマン、タービンという流量計は、水流によりまして羽根車を回して、それで流量を換算するという方法でございますが、これは、例えば少ない給水戸数でもって、通常は少ない水をはかればいいというものが、その地域で消火栓などがあるがためにですね、その消火栓の配水量をもカウントするために大きな流量計をつけざるを得んということがあるんです。例えば、峠だとか、奥滝だとか、そういうところが、そうなるんですが、そういう場合は常に少ない量でしか流れてないのに、流量計そのものは大きな流量計を使います関係から、非常に誤差が多い、制度が悪いということなんです。しかも、その制度というのが、水の動きに合わせてゆらゆらゆらゆら羽根車が揺れると、これは全部プラス側にカウントするようなことがございますので、結果的に配水量がどんどんふえていくということで、どんどん数字が悪くなると、一方、電磁流量計なんです。これは電磁石によって流速をはかりまして、それを流量に換算するという方法なんですけれども、これでいきますと精度はかなりよくなるということで、173ページの資料で申し上げますと、この電磁流量計がついてますのが、上から2段目の与謝水道、それから、ずっと下がっていただきまして三河内水道、それから市場水道、山田水道、石川水道というふうになっております。ここの数値を見ていただきますと、有収率がすべて90%を超えてますね。ということから。今後、施設改良をどんどんどんどんしていかなんのですけれども、その中で配水流量計を電磁流量計にかえると、恐らくすべて90%台に上がってくるという考えを持っております。

あとちょっと、個々に細かくなって申しわけないですが、申し上げますと、一番上の加悦水道ですね、加悦水道につきましては、現在、算所、加悦、加悦奥の三つの浄水場があります。その中で算所につきましては、合併以後、大幅に改良をいたしまして、ここについては電磁流量計が

ついております。しかしながら、これ本管の破損事故が昨年2カ所から7カ所ということで、5カ所もふえておりまして、その破損の関係で有収率が下がったというふうに考えております。

それから三つ目の奥滝水道ですが、これは先ほど申し上げた流量計の関係と、それから、ここには減圧弁というのがございます、これが今回、破損をしました。この減圧弁が破損したことを発見するのに、ちょっと非常に時間がかかりまして、その分で有収率が随分下がったということでございます。

そのほか、小さな動きをしておりますが、これらについては、すべて昨年より破損事故がふえた、あるいは、その発見までに時間がかかったというようなことになっております。ただ、この発見がおくれるということについてなんですが、ご承知のように、古い管は石綿管というのがございます。この石綿管については衝撃に弱いもんですから、一度こんと当たりますと、水の噴き出すのが一気にどんと出てきますので、発見が非常に早くて、早く対処ができたということがございました。しかしながら、最近は衝撃に強い塩化ビニール管を使用しておりますので、これがまた破損すると、小さな傷からじわじわじわじわじわ大きくなっていくということで、不明的に漏水しているというんですか、その時間が非常に長いです。したがって、発見するまでの間の微量の漏水が続くことによって、有収率がどんどんどんどん下がっていく傾向にあります。

それから、ここの中で出てきておりますように、加悦水道については、かなり塩化ビニール管入っていますけれども、古い塩化ビニール管です。当時の施工というのが、これはほかの地域でもございますが、管の回りの保護砂が山土であったりしますと、その山土は粒径というのがきちっと整ってないわけです。したがって、粒の大きな小石がありますと、それが支点になって、そこに衝撃がかかって割れるというようなこともよくございます。最近は、保護砂をナスサンドみたいな、ああいう粒のそろった形で埋め戻しをしておりますので、漏水する確率というのはかなり少ないわけですが、当時は、そういうのがございます。

それから、それぞれ曲がりの部分で・・・というのをいうんですけれども、・・・部分も当時はビニール管をずっとつないでいだけという形であったんですが、最近ではメカ型という、どういいうんです、鋳鉄製の、そういうしっかりした形をとめてます。それから抜けどめみたいなやつもつけています。そういったことから漏水が少ないという傾向にはあります。ちょっとこれも上水の話になるんですが、上水は非常にいいです。これちょっと分析しますと、上水での配水管、配る水の管の延長ですね、これが約3万9,000メートル、それに比べまして簡易水道は14万5,000メートルあるんです。そのうち鋳鉄管という強いやつですね、強いやつが上水の場合は約7,000メートル、これ18%になります。簡水の場合は8,600メートルということで6%になります。要するに丈夫な管を多く使用されている、したがって、漏水が少ないと、破損が少ないというようなことも含めての傾向だと思っております。

参考までに平成19年度ですが、全国平均での上水の有収率が90%、簡易水道が78.8%ということで、当町の平均が88.9%ですので、まずは、流量計やなんかを直していくと90台に乗るだろうなどは思っております。ただ、これで満足しているわけではありませんので、常にきっちり監視して、できるだけ早く漏水を発見して修理をしていくということは考えております。以上です。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 今、いろいろとお聞きしてきたわけですが、やはり、これ糸井さんもおっしゃいましたけれども、27年度までに、こういった老朽管、こういったものの敷設がえですね、こういったものをかえて、そして上水道に統合、こういう方向で進んでいただきたい。それはもちろん電磁水量器ですか、こういうのにかえていくことが、どうかということは、私にはわかりませんが、費用もかかると思うんですが、やはりこれしていかなと、どうしても一体感の醸成ということで、料金の統一だけでというのでは私ども納得がいきませんので、この辺のところは27年度じゅうまでにはしっかりとした移行への準備をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に、先ほど来、話が出ております、この与謝野町は山田断層、この上に町を形成しているわけですが、今おっしゃったように水道管路への耐久性、これについては非常に石綿、セメント管が弱いということで、今、少し聞くのは聞いたんですが、具体的に20年度決算で敷設がえをした残りですね、なお、存在する箇所と、この延長、どれぐらいなのかかわかったらお尋ねをしておきたいと、わからなったら後でも結構なんです。

議 長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

今、ここに資料はあるんですが、実は簡易水道ごとに延長が拾ってありまして、すべてをちょっと足してみないと出ないんです。ちょっとお時間いただきたいので、後ほど、ご報告申し上げるということで、すみません。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） それでは、同じように直下型の地震が仮に発生した場合、想定した場合ですね、地震対策が20年度はそういったことは一つも考えてないと私、見るんですが、内容から。21年度、22年度に、この地震対策について、特に給水に必要な・・・対策ですね、被害地を見ても一番給水が大事なようでありますので、やはり、こういうことにスムーズにできるようにということで、一層の危機管理をお願いしたと思うんですが、そこで配水管、施設等々の耐震診断ですね、含めてこの補強も、もし計画がありましたらお尋ねをしておきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

今、私どもの方で計画をしております、最近ずっと新設なり改良を加えております浄水場については、レベル2まではいけるという判断のもとに設計をしています。これについては、配水池についても同様でございます。

ただ、古くからある既設の浄水場については、今後、改修計画を持っておりますので、個別に耐震の判断をしたということはありません。ただ、配水管については、それぞれメカ型だとか、いろいろ、そういった配水管を使用していきますが、直下型の大きな地震の場合、それで大丈夫かということになりますと、これは不安がございます。したがって、配水池に緊急遮断弁をつけまして、管が破損しているのを配水池の水、そのままずぼっと流れ流すんじゃなくて、一たん配水池でとめてしまって、その後、被害の状況を見て順次、給水をしていくという方法をとりますので、それぞれについて配水管の耐震補強だとか、耐震設計だとかいうことについては、今の時点では考えておりません。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 配水管、それも大事なんです、まず施設ですね、これの耐震施設を、やはり強固なものにしておかなければ、まずもとがこければ皆こけるというような状態になりますので、その辺は重々設計等も考慮して考えていただきたいというふうに思いますし、先ほどの、この有収率の件に戻るわけですが、この漏水調査費が54万6,000円上がっておるわけですが、これは大体、地域的には、どういうところが主に、この調査をされたのか、その辺を伺っておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 20年度で実施いたしました漏水調査につきましては岩屋地区、それから算所地区、加悦地区、後野地区の4カ所でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうするとですね、この漏水探知機、こうしたものは水道課にありますでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

水道課に持っております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、水道課に漏水探知機をお持ちだということなんで、これは今後はどうですか、この有収率の低い地域をブロック別に分けてでも、やはり小まめに調査をお願いしたいというふうに思いますが、これは可能なのでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

この件につきましては、前々からいろいろ答弁させていただいておりますが、まず、漏水調査をやるレベルですね、やるレベルというのは、私どもの方で持っております中央環視装置で、夜中の配水量が約5トン程度になってきますと、調査したら、その場所が特定できるというような範囲になってまいります。ただし、給水エリアがかなり広うございますので、そこのステップにいくまでには夜間に、エリアごとに、先ほど申されましたようなブロックごとに断水をかけまして、そこで配水量がふるか、ふらんかという形で見ていきます。その中で一つのブロックというのがはっきりしたところで、やっと漏水調査に今、申されています漏水探知機ですね、あれを持って現地を回るということになるわけです。しかしながら、このブロックというてもかなり広うございまして、これについては熟練した、そういうことにたけた専門の方でないと、なかなか漏水探知機でもってしてもですね、発見することができません。したがって、この部分については委託をさせていただいていると。ただ、私どもは漏水探知機でもって、じゃあ何をしているのかということになるわけですが、よくあちらこちらで破損、自然破損ですね、工事の破損じゃなくて自然破損、その部分については、たまたま弱いところに水が吹いていますが、現実には全然、真横だとか、そういうことにはならないわけです。そういう部分については漏水探知機でもって、職員が音を聞き分けるということはやっています。

ただ、広範囲の漏水を、それでもって探すというものは、今の私どもでは大変困難というか、

至難のわざになりますので、専門家にお願いしているということです。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） それはわかりました。

それで、配水管のですね、先ほども申し上げておられましたけれども破損事故、これが頻繁に起っているようなんですが、職員さんらの待機制度ですね、これはどのような形を取っておられますか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

基本的に浄水場などの施設については、各担当を割り振っております。これは24時間、役場から電話をいただければ出動するという形になります。ただし、水道管の破損事故については、そのときそのときの状況がございます。したがって、昼間ですと水道課の方に電話がかかってくるんですが、夜間、あるいはお休みの日ですね、そういう部分については、役場の警備員さん、もしくは日直さんを通じて、各職員のところに連絡が入ることですので、全くずっと放置するということには、今まではありません。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） ということになりますと、やはり時間外の勤務手当というんですか、これは大方は夜間、この事故の対処に当たっておられた時間外手当と理解したらいいんですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

正直申し上げまして時間外が、どれだけが夜間だとかいうの、ちょっと私、把握しておりません。しかし、水道課としての時間外勤務につきましても、まずは月に一度の給水停止、それから祝祭日、祝日の施設の点検については、職員が行っております。平常時は、あるいは土日については、臨時さんをお願いして回ってもらっていますが、祝日については職員が回っています。あとは、もうほとんどが夜間の、あるいは休日の浄水場の故障、これ実際に故障しなくても警報が鳴れば、それは対応しなければなりませんので、それをやっていますし、通常業務での時間外も、あるにはありますが、ほとんどはそういった事故関係だというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 職員さんには緊急時の事故対策ということで、非常にご苦勞になっておるわけですが、最後に、それに関連して1点だけお尋ねしておきたいと思います。

今までに聞いたかもわからんですが、夜間の配水圧の調整ですね、それから配水ポンプの回転数の抑制やなんかは夜間やっておられますでしょうか、それだけお尋ねして終わりたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） もともと圧力の高いところについては、減圧弁を設けたりしているところもあります。しかし、夜間に限り圧を調整するというようなことはしておりませんし、そういった設備を持っておりません。以上です。

3 番（上山光正） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

それでは、ここで休憩します。

(休憩 午後 3時42分)

(再開 午後 4時00分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。

先ほどの上山議員の質疑に対する答弁がありますので、答弁を求めます。

吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど、上山議員のご質問の簡易水道における石綿管の残というんですか、敷設状況でございますが、総延長にしまして724メートル、内訳としましては導水管、送水管が556メートル、配水管が168メートルでございます。以上です。

議長(森本敏軌) それでは、質疑を続行します。

質疑ありませんか。

井田議員。

9番(井田義之) それでは、簡易水道について質問させていただきます。

まず、監査委員さんの指摘の中で徴収率が0.1ポイント下がったということ、それから、繰越滞納分は3.9ポイント上がったということでありまして、それから、先ほど上山議員から言われました有収率についても0.6ポイント下がっており、残念であると。ただ、所管課としては原因追及、分析等の努力をばらっている点は評価したいということで、意見書を出されております。

私も、全くこれについては同感でありますので、それに沿って質問をしたいというふうに思います。有収率の件、先ほど上山議員がほとんど質問をしていただきました。ただ、きょうの答弁の中で、いろいろと前進的な部分の答弁があったわけですが、私はいろいろと町民の方々から聞かれるときに、この決算の数字でもって、いわゆる88.9%、簡単に、単純に1割、90%として、1割した場合には、この給水原価210円62銭ですか、というのを掛けて5,000万円という金額になるんですね、給水原価に、いわゆる有収水量を除いた金額が単純計算で5,000万円になるわけです。それで5,000万円という水が金にならずに流されておるんだという報告をいたしております。

これから、私も修正をしながら皆さんにはお知らせをしていかなんかなというふうには思っておりますが、そこでここで一つお尋ねしておきたいのは、いわゆる19年度から20年度にかけて8.27円アップしております、単価が、原価が。これは計算すると160万円になるんですね。160万円の原価がアップしておると、これの原因は何なのか、まずお尋ねいたします。

議長(森本敏軌) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) お答えいたします。

一番大きなものとしては、公債費の増加だと思います。

議長(森本敏軌) 井田議員。

9番(井田義之) 次に、今さら、私も聞くのが、はずかしいようなことなんです、ここで給水原価、供給単価の中で、いわゆる年間総有収水量が分母になつとるわけですね。先ほど言われた、いわゆる配水ですね、配水の部分について、いわゆる流量計の、いろいろな精密度と、粗くしか

はかれないということで、精密にはかれる電磁にかえていって、それで加悦とかは90%になっておるといふ報告がございましたが、いわゆる原水ですね、原水は幾らできておるのかと、配水量と原水とは別だと思ふんです。というのは、原水によっていろいろな塩素等々を加えながら原水をつくるわけですね。原水をつくって、その原水のうち幾ら配水をして、その配水の中から有収水量が幾らなのかということになって、初めて原水をつくる原水単価というのが出てこんなですね。このシステム、いわゆる原水は幾らつくっておるのかというのは、薬品から逆に出したらわかるわけですね、薬品の使用料、いわゆる塩素なら塩素の使用料から原水は、大体幾らつくったんだということがわかってこなければならぬというふうには思ふんですけれども、その辺についての説明をお願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします

原水イコール取水量ですね、取水量につきましては、各取水流量計なるもので、また別途、取水量をはかっております。ただ、私の方で今、その資料を持ち合わせておりません。基本的に先ほど薬品の量から逆算してというふうにおっしゃいましたが、

9 番（井田義之） 例えばですよ。

水道課長（吉田達雄） これにつきましては、やはり原水の濁度の問題であるとか、そういう水質的な部分で薬品の量については変わってまいります。したがって、例えばおっしゃいましたけれども、薬品の量で原水の量がわかるものではございません。

あと、原水の量でもって計算するのが本来の単価じゃないかというご指摘でございますが、ちょっと私の方として、でき上がった水を配ることによってという部分での、これ一つのルール上の給水原価という形ですので、いわゆる原水での計算はしたことはございません。

それから、原水については、例えば緩速ろ過、急速ろ過の違いもございますし、実際に原水の水量が、配水量とどれくらい違うかということになりますと、それぞれ水をつくる過程によって、例えば急速ろ過ですと取った水をきれいにした後、どんどんどんろ過機のろ材が目詰りを起こしますので、つくった水でもって、今度は逆に洗わなあかんというようなことがございます。したがって、取った水が、かなりむだになるというか、浄水の過程でやむを得ない水量がございますので、実際のところはちょっと原水の量が云々ということについては、私の方はちょっと把握しておりません、すみません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 私は、要は先ほども言いましたように、製造水イコール、給水量という考え方はないというふうには思っておりますので、ただ、前にも吉田課長にも言うつもりですけれども、やっぱりここにあらわれてくる数字は、やっぱり正確な数字をあらわすべきだと。例えば、有収率の数字についても。

そこで一つお尋ねしておきたいのは、今回の水害で滝地区の漏水というか、水道のあれがありましたね、こういう水は計算されておるのかどうか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

現実の問題は、集計をしてみないと、どれだけの水量が、この前の破損でむだになったといい

ますか、漏水したかということはありませんが、これについては、総配水量、配水量を毎日計測しておりますので、この前の8月9日、10日の個々のメーター、ここが難しいところなんです。1日の個々のメーターというのは、ちょっと把握ができませんので、きっちりした数字にはならないと思います。

ですから、この前の集中豪雨でもって、どれだけの水がというのは、最終的にはちょっとわからないと思います。

ただ、年間を通じての有収率はかなり下がってくると思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） この有収率の問題というのは、やっぱり私、先ほど言うた、金額的にいうとかなり大きい、だから、糸井議員が質問された2,500万円の赤字という数字がありますね。先ほど、私、言いましたように5,000万円の差があるわけですね。そやから、例えば、その5,000万円の半分、うまいこと水の管理ができて、うまいこといけば、その赤字は消えるわけですね。だから、その辺のところはやっぱり的確に、私いつも吉田課長に申し上げておりますように、できるだけチェックのできるのところ、できないところまでとは言いませぬけれども、できるところは、きちっとチェックをして、ここに有収率が、正確な有収率が上がってくることが望ましいと。全国平均78%と言われましたけれども、78%とかいう数字に甘えることなしに、やっぱり全水道、90%以上の有収率に進めていただきたいなということ、これは最後をお願いをしておきます。

次に、171ページの工事請負契約の委託料についてお尋ねしたいと思うんですが、工事請負契約の中で、桐田機工が3件あります。この桐田機工の、いわゆる平成19年度の桐田機工が工事をされた、この3件、その前の委託は、どこの委託業者であったのか、平成19年度、これについて質問をいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

171ページの工事請負の2段目から3件、桐田機工株式会社が並んでおります。一番上の三河内簡易水道と、その下も三河内簡易水道ですが、この2件につきましては、新大阪エンジニアリングでございます。

それから、その下の市場簡易水道4号取水施設でございますが、これにつきましては、水道課の方で設計をいたしました。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） ここで副町長、ちょっと私、指摘をしておきたいんですが、20年度に新大阪エンジニアリング株式会社で3件の委託をされております、設計委託。従来から経過を見ましても、新大阪エンジニアリングが委託をされた工事は、桐田機工が請け負っておられる。これが多いんですね。従来の、過去の経過を調べていただいても結構です。先ほど私、言いました。早く入札制度の改革ということも必要ではございませんかと言いました。この辺について副町長の見解を伺っておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 決算資料171ページの資料を見ておりますと、議員ご指摘のような実態がある

ようでございます。委託料3件、新大阪エンジニアリングということではありますが、これは新大阪エンジニアリング株式会社が頑張らした結果だというふうに思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） もう時間がないので、副町長、ちゃんと答えていただきたいと思いますが、要は、その結果について、私は桐田機工さんが悪いとか、新大阪エンジニアリングが悪いとか言いませんけれども、その結果について町民の見る見方というのは、ちょっと変わってきております。そういう意味から副町長として入札制度の改革を含めて、こういうことが世間一般に妥当だと思っておられるかどうかということ、行政として妥当かどうかということをお尋ねしとるんです。よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答をさせていただきます。

議員がおっしゃっている意味がもう一つわからないんですが、先ほど申し上げましたように、町の方はきちっと一定の手続を踏んで入札の手続を行っております。その中で出てきた結果が、こういうことですので、そのことはご理解をいただきたいと思います。

それから、本日も申し上げていますように、入札のあり方につきましては、従来から合併以降、鋭意、指名のあり方、入札のあり方につきましては、毎年のように改善、改革を行ってきております。その方針につきましては、従来から申し上げていますように、今の入札の仕方が完全であるというふうには決して思っておりません。そのことは、この間、町長の方からも議会の中で申し上げております。引き続きまして総合評価とか、電子入札とか、いろいろな課題があるかと思っております。そのことにつきましては、できることから進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 副町長、この間は工事請負契約がありました。そのときに、私、申し上げました。桐田機工さんが落札されたのは、3社の入札で桐田機工さんに決まりました。あと2社の方が取られた経過はあるんですかと言いましたら、ないという状態でした。

入札業者をふやすことだって可能やないですかということを申し上げました。それに関連した質問をいたしております。よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 休憩します。

（休憩 午後 4時21分）

（再開 午後 4時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑を続行します。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

改めて答弁を申し上げたいと思います。

確かに、議員がご指摘のように、この桐田機工が3本取っております工事請負費につきまして、設計委託が新大阪エンジニアリングという実態があるようでございますが、先ほど申し上げましたように、与謝野町としましては、予定価格なり、あるいは最低制限価格を事前に設定をして、

それを公表をして、その後、入札の手續に従いまして肅々と入札をしておると、その結果が、こういったことになったということでございます。

それから、なぜこういった実態があるのかという趣旨のご質問がありました。ちょっとその辺は技術的な問題があるかと思しますので、そこらあたりにつきましては、水道課長から答弁をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 質問の趣旨とちょっとずれるかもわかりませんが、私の方が、想像的な話で申しわけないんですが、考えておりますのは、なぜ桐田さんが強いのかというか、そのことについてですが、今回の三河内の浄水場の新設につきましては、ご承知のように既設の水源になっております井戸が、ほぼ枯渇状態にあるということで、急ぎ水を送ってやらなあかんということで、既設の古い浄水場、それから新設してます、今回、前処理団体から水を送るということ、はなから私どもの方は計画をしておりまして、新旧取りまぜて運転をせなあかんという状況がございました。したがって、新旧取りまぜての制御ということになりますと、やはり旧の浄水場の制御、いわゆる電気計装をきっちり理解して、それから、そこへ新たな真の条件を加えてやらんなんというような、本来の新設とは、また別の要素が加わっております。

したがって、旧の方の浄水場の電気計装をやった桐田機工さんが、やはりほかの会社に比べて精通した有利な条件だったと思います。ですから、強かったんだと、これはあくまでも想像ですが、私の方としては、そういうふうを考えております。

9 番（井田義之） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 1点だけお尋ねいたします。

平成20年度の簡易水道特別会計でございますが、私は水道使用料の、いわゆる徴収率の件ですが、19年度は不納欠損が170万円ございました。本年度は不納欠損はゼロなんですが、収入未済額は、今年度また新たに現年度分210万1,630円ふえまして、計882万6,461円というふうな大変大きな金額になっています。この点につきまして、どのような徴収対策を、これは課として講じておられるのか、町全体としての使用料の収入対策を考えておられるかわかりませんが、この点につきまして、私、昨年度も170万円の不納欠損は大きいなど思っていたのに、ことしゼロということで、少し安心はしているんですが、こうして先ほど来、有収率が何ぼで、年間配水量が幾らでと、年間幾らの損になるとか、単価からはじき出して何ぼの収益損だとか、いろいろなことが出ています。これ、それは確かに有収率等、今から考えますと、当時の旧野田川町時代から考えますと、非常いい、いわゆる数字になっていまして、これはいろいろと、先ほど課長の答弁によりますと、いろいろな方法でこうなっているようであります。いずれにしても、水道課の努力によりまして、こういった、私は評価に値にする数字だというふうに考えています。そういった中で、残念なことに、これは行政が悪いのではないですが、町民の姿勢が悪いんですが、こういったようなことに対しまして、今、例えばペナルティがされているのか、どのようになっている、現状について、滞納者につきましては、どのような措置をされているのか、1点お尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答をします。

この172ページに書いてございます。19年度の大きな不納欠損につきましては、これは大きな破産がございまして、その結果によるものです。

20年度については徴収停止というのがありますが、それについては、あくまでも徴収停止をしばらく継続して、どうしても回収見込みがない部分について、いつか不納欠損ということで上げさせてもらうかもわかりません。ただ20年度についてはございませんでした。

それから、20年度の収入未済額、現年度分ですが、これについて、ちょっと参考までに申し上げておきますと、10月1日現在で、その後137万6,710円の、この現年度未済額について入金がございまして、現在は72万4,920円という状態です。

同様に滞納繰越分もじわじわ減っておりますけれども、ちょっと金額について、私、今、把握しておりません。現時点での現年度分の99.34%は99.77%に変わっております。

先ほどありましたペナルティの関係についてですが、まずは当たり前で納付について請求をさせていただきます。その後、毎月のように督促をさせていただきまして、最終的には給水停止をさせていただきますよというような内容の督促というか、催告というか、そういう形をお願いする形になります。したがって、実際に滞納というか、未払いになってから給水停止がかかるまで、中3カ月。

15番（赤松孝一） 3カ月。

水道課長（吉田達雄） 中3カ月。したがって、4カ月目に給水停止という行為に及ばざるを得んということになります。

実際に今までの状況で申し上げますと、平成20年度での給水停止の実績でございますが、ちょっと申しわけございませんが、岩滝地域も含めて申し上げます。全部で152軒、1年間で、一月当たりでございますと12.7軒ということで、一月に1回給水停止を行っておりますが、12軒から13軒、与謝野町内で水を止めさせていただいているということです。

ただ、私どもの方としましては、水をとめるのが仕事じゃございません。やはり納付を促すというのが第一の目的でございます。ですから、とめるまでには実際に、いろいろとお話をさせていただくなり経過を踏まえております。とりあえず一番最初は、事務的にばたっととまるかもわかりません。ただその後、やはりすぐに納付していただければいいんですけども、その納付をしていただけない場合については、やはりちょっとお話をさせていただいて、どうだったら支払いをやっていってもらえますかというような形で、いろいろ何回も何回も、特に給水停止のところまで及ぶ、いつも名前が上がってくるお方については、そういった面談をさせていただいてます。

それから、給水停止の方法なんですが、まず現年分だけの方、現年分だけの方については今、申し上げた中から3カ月おきます。しかしながら、それより前の滞納をお持ちの方ですね。滞納をお持ちの方については、誓約書を書いていただいて、当来月分プラス幾ら、1,000円でも2,000円でもいいんで、過去の部分を減らす努力をしていただきたいということで、その部分を載せた形でのお支払いを制約という形でお世話になっております。そういう方については、中3カ月ではなくて毎月、毎月来ます。その中で、例えば今月はちょっと過去の分については、こ

らえてえなというような、そういうようなお話もございます。それについては私どもの方、決してとめることが、あれじゃありませんので、とりあえず、これ以上ふやしてもらわないこと、滞納をふやしてもらわないことを原則としておりますので、そういう部分につきましては、また後の月でお願いしますというような内容で進めております。以上です。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） そしたら最後にお尋ねしますが、この平成19年度の滞納繰越分が688万円6,841円、それから平成20年度分の滞納繰越分は652万円と、多少下がっているんですけども、大きくは下がっていないわけですね。そこまで、この滞納分は、今年度分、20年度分で113名の滞納者がおられるわけですが、この方たちはですね、給水停止になっても困らない方がおられるんですか、何でこんな、そこまでされたら、普通もう少し減るような気がするんですけども、それでもまだ650万円ほど残るということは130人ですか、どういう生活をされているのでしょうか、水道に対しては。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

やはりですね、滞納分についての金額が少ない方はね、割合ちょっと一気張りしてもらってということで早く消していただけるんですけども、中にはもう何十万、100万円に近いような状態の方もおられます。そういった方々をお願いしているのは、少しでもということで1,000円、2,000円という金額でもって上乘せを、やっとお世話になれるという状況でございますので、目に見えて、金額がどっと減っていくという傾向は、ちょっとあらわれてはこんだろうと。ただ、ことしの分についても、来年の今ごろの決算では21年度決算になるんですか、そのころはまた600数十万ということで、20年度の額よりは少なくなっているというふうには考えております。以上です。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 先ほど最後と言いましたけれども、もう一回ちょっと、ということは給水停止というのは、例え1,000円でも500円でも払っていただけたら解除すると、それがいない場合は、例えば3日でも、4日でも、5日でも停止のままになるということではではないんですか、その点につきまして。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ちょっと私の答弁が言葉足らずで申しわけなかったです。

あくまでも、当来月分については満額納めてもらうことが前提です。したがって、当来月分ちょっと足りないということでは解除はできないということです。ただ、過去の滞納を持っておられる方は、本来、誓約に従って誓約どおりに納付をしていただくことになるんですが、当来月分プラス幾らかという、その約束分について猶予をさせてもらう場合もあるということでございます。

15番（赤松孝一） わかりました。いずれにしても、貴重な財源でありますし、私も一般会計で言いましたように、こういったものを足していけば4億8,100万円という、ちりも積もれば大変な金額になりますので、ぜひとも水道、この・・をですね、1日早くゼロに近づくような努力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） まず、先ほど井田議員が質問されました、173ページの資料の給水原価に有収水量10%を改善した場合の量を掛けた分が、有収水量が上がれば収入がふえて、いわゆる黒字がふえるというふうな質問がありましたが、これは、私はおかしいのではないかと考えてるんですが、先ほどは、何らそのことについて否定されませんでしたので、認められているのかと思うんですが、この分母は有収水量なんでね、有収率が上がっても分母は変わらないと思うんですね。分子は固定費がありますんで、有収率が上がっても固定費が、そんなに変わるわけじゃなくて、薬品などの維持管理費は若干、その分下がるかわかりませんが、1割。その額全部が改善されることはならないのではないかとと思うんですが、反対に給水原価というのは、有収率が何ぼであろうと、利用料の収入は固定されてますので、そこから使った経費を有収率で割って計算されるもので、ちょっと計算の仕方があの指摘とは逆ではないかと考えているんですが、この点について再度お聞きします。再度といたしますか、課長の答弁をお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

先ほど井田議員のご質問の中でお話しされたことについて、私ちょっとよく理解をできていないので、申しわけなかったです。おっしゃるとおりです。給水原価に伴う部分につきましては、有収率が上がって変わる部分といえば維持管理費の部分だけということになりますので、金額的に変わるということにはなりません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 当然、有収率を上げることは大事なことで、今、答弁されましたような努力というのは引き続きやっていただき、必要な予算は確保していただくことが大事だと思ってます。

次に、先ほどから赤松議員が指摘されました給水停止ですけれども、現状は、過去に例を見ない大変すさまじい状況に置かれているのが今の国民の状況で、ある地域では、おにぎりが食べたいと言って餓死をされた方が生まれていたり、当町でも、10円あれば電話で、そういう相談ができるんですが、その10円も持っていなかった方が自殺をされたという、そういう実態がありますが、そういう現状にあるわけですね。だから、そういう繰り返し滞納問題で言ってますが、その数字の裏にある、奥にある町民の暮らしの実態から、そういう仕事に取りかからないと徴収率を上げること、収入をふやすこと、それはそれで努力せんなんですし、悪質な滞納者に対しては、毅然と対策は打たんなんです。さっき課長が言われたように、いわゆる丁寧な対応、暮らしを守って滞納を解決するというね、そういう姿勢がないと、根本的には、この厳しい状況で国の被害に遭って、そういう状況に追い込まれた方というのは、解決しようがないわけで、少なくとも生きるに必要な水は確保されるということは必要だと、そうでないと憲法25条はですね、ほとんど機能してないということになると思うんですね。その辺のことは以前とは全く状況かわってますので、前にもちょっと言いましたが、改めて、その辺は見直す仕組みを、ぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

おっしゃいますように丁寧な、とにかくコミュニケーションをとっていきながら、その実態を

把握させていただく、そのことが大事だと思っています。私どもの方に、確かに皆さん困ったということで来られるんですけれども、今まで、どういうんですかね、水をまず第一にお考えになられているかどうかということが、ちょっとわからない方が大半でございます。

例えば、電気だとか、携帯電話、自動車、そういう形を優先されて、水道については後回しになってる方というのがかなりございます。どれも払えんのだけれども、水道もという話の方というのはごく少数です。特に私どもとして、そういうお話の中で、例えば生活保護、ちょっと考えられたらどうですかというようなことで、福祉課の方と連携をとらせてもらったこともございます。現実には、そちらの方へ移行された方もあります。

ただ、これはいずれにしても、毎回、そういう面談でもってですね、相手さんとの話の中で、そういうことが生まれてくるということですので、やはり今後もお話を十分させていただいた上で、私どもの方としても、先ほどから申し上げますように、とめることが仕事じゃないので、それについては、やはりケース・バイ・ケースでお話をさせていただいた結果によるということになるだろうと思います。

1 番（野村生八） はい、よろしくお願ひします。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第131号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第131号 平成20年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは10月9日午前9時30分から会議しますので、ご参集願ひます。

大変ご苦労さんでした。お疲れさんでした。

（延会 午後 4時54分）